

大野労働基準監督署更衣室改修工事

図 面 リ ス ト					
図面番号		図面名称	図面番号		図面名称
01	A-00	表紙・図面リスト	11	A-10	2階更衣室廻り展開図(改修前後)
02	A-01	建築改修工事特記仕様書(その1)	12	A-11	建具位置図・建具表(改修前後)
03	A-02	建築改修工事特記仕様書(その2)	13	A-12	部分詳細図(改修後)
04	A-03	建築改修工事特記仕様書(その3)	14	E-01	電気設備工事特記仕様書(その1)
05	A-04	建築改修工事特記仕様書(その4)	15	E-02	電気設備工事特記仕様書(その2)
06	A-05	建築改修工事特記仕様書(その5)	16	E-03	既設電灯分電盤図・1階平面図(参考)
07	A-06	建築改修工事特記仕様書(その6)	17	E-04	電灯設備平面図(改修前後)
08	A-07	配置図・1階平面図(参考)・案内図	18	E-05	コンセント設備平面図(改修前後)
09	A-08	内部仕上表・2階平面図(改修前後)	19	E-06	弱電設備平面図(改修前後)
10	A-09	2階更衣室廻り平面詳細図・天井伏図(改修前後)			

工事名称 大野労働基準監督署更衣室改修工事		図面NO. 1 / 19	
図 名 表紙・図面リスト		整理NO. A-00	
縮尺 N.S.		年 月 日	
K M R 一級建築士事務所 知事登録 No. U-1115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所：福井県福井市大手2丁目20-15		一級建築士 No. 167899 木村憲一	
		C H	D R

[illegible]

4-3

外壁改修工事
タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　・図示の範囲
撤去範囲　※ 下地モルタルまで　・張付けモルタルまで

2 タイルの形状、寸法等

[4.4.5、8]

施工箇所	形状寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の 耐凍害性	備考							
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施す	施す	有	無	標準	特注	適用	G	有	無
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

標準的な曲り方の役物は一体成形とする
試験張り　・行う（施工箇所：　　　　　）　・行わない
見本焼き　・行う（範囲、仕様等は図示による）　・行わない

3 ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面
・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面　）

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入間隔(mm)	注入量　(mL/m)
※　自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上1.0　未満	※　200～300	・　130　・
・　手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3　未満	・　50～100　・	・　40　・
・　機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5　未満	・　100～200　・	・　70　・
	0.5以上1.0　以下	・　150～250　・	・　130　・

注入状況の確認方法
コア抜き取り　※　行う　・　行わない
抜き取り個数　※長さ500mmごと及びその端数につき　個　・
抜き取り部の補修方法　※図示　・

4 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル　・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成シリコーン樹脂系

・タイル張替え工法
張替え用材料
・外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現場調査材料　・既製調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準　表4.4.2による　・図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整剤塗りの接着力試験　・行う　・行わない

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準4.3.10（3）による）　・
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
シーリング：　改修特記仕様書 3章　防水改修工事による

5 浮き部改修工法

[4.1.4] [4.4.5、9～15] [4.5.9～15]

工法の種類	アンカーの 本数 (箇所/m)	注入口の箇所数 (箇所/m)	注入量 (mL/箇所)		
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 16	※ 25	—	—	※ 25
・アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 13	※ 20	※ 12	※ 20	※ 25
・アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 13	※ 20	※ 12	※ 20	※ 50
・注入口付アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	※ 9	※ 16	—	—	※ 25
・注入口付アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	※ 9	※ 16	※ 9	※ 16	※ 25
・注入口付アンカーピンニング全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 9	※ 16	※ 9	※ 16	※ 50
・注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	※ 25
・タイル部分張り替え工法	—	—	—	—	—
・タイル張り替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピンの材質
※ステンレス鋼（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付アンカーピンの材質
※ステンレス鋼（SUS304）呼び径6mm程度
・
・タイル部分張替え工法
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成シリコーン樹脂系
・タイル張替え工法
張替え用材料
・外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現場調査材料　・既製調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準　表4.5.11による　・図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整剤塗りの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準4.3.10（3）による）　・
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
シーリング：　改修特記仕様書 3章　防水改修工事による

6 目地改修工法

[4.1.4] [4.4.5、16]
・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示　・
シーリングは、改修特記仕様書 3章　防水改修工事による

4-4

外壁改修工事
塗り仕上げ外壁

1 材料

工程ごとの所要量の確認　※改修標準 表4.5.1による　・

2 既存塗膜等の除去
下地処理及び下地調整

[4.5.2] [表4.5.1]

工　　法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・図示	・ひび割れ 改修工法 ・浮き部 改修工法 ・欠損部 改修工法
・高圧水洗工法 加圧力 ※30MPa程度以上	※既存仕上げ面全体 (既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする) ・図示	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・図示	
・水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・図示	

3 下地調整塗材

※ 下地調整塗材　・　ポリマーセメントモルタル

4 仕上げ塗材仕上げ

[4.1.5] [4.5.2] [表4.5.1]

種　　類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等		
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材 S i	・	・ 砂壁状 ・ 可とう形外装薄塗材 S i	・ 砂壁状 ・ 可とう形外装薄塗材 S i	・ 吹付け・ローラー塗り） ・ 平たん状
	・外装薄塗材 E	・	・ さざ波状 ・ 可とう形外装薄塗材 E	・ 平たん状 ・ 防水形外装薄塗材 E	・ 凹凸状（・吹付け・こて塗り） ・ 着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）
	・外装薄塗材 S	・	・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく		
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材 C	・	・ 吹出し・凸部処理　・平たん状 ・外装厚塗材 S i	・ 凹凸状　・ ひき起こし　・ かき落とし ・ 上塗材　・ 適用する　・ 適用しない	
	・外装厚塗材 E	・	・ 複層塗材 C E	・ 凹凸状　・ ひき起こし　・ かき落とし ・ 可とう形複層塗材 C E	・ 可とう形複層塗材 C E
・複層仕上塗材	・複層塗材 C E	・	・ 複層塗材 S i	・ 耐候性 ※ 耐候形 3 種　・	
	・複層塗材 E	・	・ 上塗材	・ 上塗材	
	・複層塗材 R E	・	・ 溶媒 ※ 水系　・ 溶剤系　・ 弱溶剤系		
	・防水形複層塗材 C E	・	・ 樹脂 ※ アクリル系　・		
	・防水形複層塗材 E	・	・ 外観 ※ つやあり　・ つやなし		
	・防水形複層塗材 R E	・	・ メタリック		
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材 E	・	・ 平たん状　・ さざ波状　・ ゆず肌状 耐候性 ※ 耐候形 3 種　・		
	・可とう形改修塗材 R E	・	・ 溶媒 ※ 水系　・ 溶剤系　・ 弱溶剤系 樹脂 ※ アクリル系　・		
	・可とう形改修塗材 C E	・	・ 外観 ※ つやあり　・ つやなし ・ メタリック		

5 マスチック塗材塗り

種別　・ A 種　・ B 種

6 外壁塗膜防水塗り

[4.1.5] [4.6.2] [表4.6.1]
仕上げの形状　・
工法　・
仕上塗料の耐候性　・
下地準動線衝材の適用　・適用する　・適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による。
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（モルタル張り仕上げ外壁改修）による。
吹付け工法の模様材の種類　・（・所要量　(kg/m²)　）
外壁用仕上塗料の種類　・（・所要量　(kg/m²)　）
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（塗り仕上げ外壁等改修）による。

5

① 改修工法

[5.1.3]

建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
○アルミニウム製建具	○	・	○建具表による　・
・樹脂製建具	—	・	・建具表による　・
○鋼製建具　・ 外部	・	・	○建具表による　・
・ 内部	・	・	・建具表による　・
○鋼製軽量建具	・	・	○建具表による　・
・ステンレス製建具	・	・	・建具表による　・
○木製建具	・	・	○建具表による　・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・
建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書 3章、防水改修工事による。

2 防火戸

[5.1.4]
・適用する　適用箇所（・建具表による　・）
・適用しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
・連動させる　適用箇所（・建具表による　・）
・連動させない

3 見本の製作等

[5.1.5]
建具見本の製作　・行う（建具符号：　）
・行わない
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等がわかる程度のもの
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）
・行わない

4 防犯建物部品

[5.1.7]
・適用する（　）　適用箇所（・建具表による　・）
・適用しない

⑤ アルミニウム製建具

[5.2.2～5] [表 5.2.2]
性能値等
耐風圧性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
気密性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
水密性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
外部に面する建具の種類

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
○A種	S-4	A-3	W-4	・ 70	※図示
・B種	S-5			・ 100	※図示
・C種	S-6			・	※図示

防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
断熱ドア、断熱サッシ⑩　断熱性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）

材料
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL　・
形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具　種類　・BB-1種　・BB-2種（改修標準 表5.2.2）
着色　・標準色　・特注色
屋内の建具　種類　・BC-1種　・BC-2種（改修標準 表5.2.2）
着色　・標準色　・特注色
結露水の処理方法　・水貯め式　・排水式
工法
水切り板、ぜん板　※図示　・

6 網戸等

[5.2.3] [5.3.3]

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※0.25mm以上	※16～18メッシュ
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

性能値等
耐風圧性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
気密性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
水密性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
外部に面する建具の種類

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
・A種	S-4	A-4	W-4	・	※図示
・B種	S-5		W-5	・	※図示
・C種	S-6			・	※図示

防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（・T-1　・T-2　）
（建具符号　・建具表による　・）
断熱ドア、断熱サッシ⑩　断熱性の等級（・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8　）
（建具符号　・建具表による　・）

外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・
枠の見込み寸法　・建具表による　・
材料
ガラス　※複層ガラス　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL　・
形状及び仕上げ
表面色　※標準色　・特注色
工法
水切り板、ぜん板　※図示　・

7 樹脂製建具

[5.3.2～5] [表5.3.1～2]
性能値等
耐風圧性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
気密性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
水密性の等級（・）
（建具符号　・建具表による　・）
外部に面する建具の種類

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所
・A種	S-4	A-4	W-4	・	※図示
・B種	S-5		W-5	・	※図示
・C種	S-6			・	※図示

防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（・T-1　・T-2　）
（建具符号　・建具表による　・）
断熱ドア、断熱サッシ⑩　断熱性の等級（・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8　）
（建具符号　・建具表による　・）

外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・
枠の見込み寸法　・建具表による　・
材料
ガラス　※複層ガラス　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL　・
形状及び仕上げ
表面色　※標準色　・特注色
工法
水切り板、ぜん板　※図示　・

8 鋼製建具

[5.2.2] [5.4.2～4] [表 5.4.2]
性能値等
簡易気密型ドアセット　・適用する
（建具符号：　・建具表による　・）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　耐風圧性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
断熱ドア、断熱サッシ⑩　断熱性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
耐震性能　　建具非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL　・
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　※改修標準表5.4.21による
・ mm　使用箇所（　）
標準型鋼製建具の形式及び寸法　※建具表による　・

⑨ 鋼製軽量建具

[5.2.2] [5.5.2～4]
性能値等
簡易気密型ドアセット　・適用する
（建具符号：　・建具表による　・）
・適用しない
防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
断熱ドア、断熱サッシ⑩　断熱性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
耐震性能　　建具非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料
鋼板
○亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板
・カラー鋼板　・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL　・

10 ステンレス製建具

[5.2.2] [5.4.2] [5.6.2～5]
性能値等
簡易気密型ドアセット　・適用する
（建具符号：　・建具表による　・）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　耐風圧性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
防音ドア、防音サッシ　　遮音性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
断熱ドア、断熱サッシ⑩　断熱性の等級（　）
（建具符号　・建具表による　・）
耐震性能　　建具非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

材料
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL　・
形状及び仕上げ
表面仕上げ　※HL　・鏡面仕上げ
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

⑪ 木製建具

[5.7.2～4]
建具材の加工、組立時の含水率　※A種　・
建物内部の木製建具に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
○フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※改修標準5.7.2.(a)による　・
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板 [G]	表面の樹脂 ・ 板面の品質（※広葉樹1等　・） 接着の程度（・1種　・2種　） 樹種名（　） 接着の程度（・1種　・2種　） 化粧加工の程度 ○プリント ○ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板　・ 接着の程度（・1種　・2種　）	
・MDF [G]		

表面板の厚さ　※改修標準表5.7.6による　・
引戸の召合せかまのいんろう付きの適用　・適用しない　・適用する
・かまち戸　かまち樹脂（　）　鏡板樹脂（　）
・ふすま　見込み寸法 ※30mm　・建具表による　・
張りの種類（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）　・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※19.5mm　・建具表による　・
○戸ぶすま　表面材の仕上げ　○建具表による
見込み寸法 ※30mm　・建具表による　・
・紙張り障子　見込み寸法 ※30mm　・建具表による　・
枠、くつずりの材料　・建具表による　・

⑫ 建具用金物

[5.8.1～3]
金物の種類・見え振り部の材質等　※改修標準 表5.8.1により適用は建具表による
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準 表5.8.2による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※改修標準 表5.8.3による
木製建具に使用する戸車及びレール　※改修標準 表5.8.5による　・建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレーセントの取付位置　・建具表による
錠前類　シリンダ錠錠及びシリンダ棒まり錠（品質・性能、試験方法は別表による）
クローザ錠（品質・性能、試験方法は別表による）

⑬ 鍵

[5.8.4]
マスターキー　・製作する　・製作しない　○既存のマスターキーに合わせる
その他の錠　※各室3本1組（室名札付き）　・
錠鑰　※無　・有

14 自動ドア開閉装置

[5.9.2、3]
戸の開閉方式　・建具表による
○引き戸用駆動装置
性能値　※改修標準表5.9.1による（防錆　・適用する　・適用しない）
・以下による
種類・開閉方式（　）
耐電圧（　）
温度上昇（　）
耐久性（サイクル）（　）
防錆（　）
電源（　）
・車椅子使用者用便所出入口引き戸用駆動装置
性能値　※改修標準表5.9.2による（防錆　・適用する　・適用しない）
・以下による
耐電圧（　）
温度上昇（　）
耐久性（サイクル）（　）
防錆（　）
電源（　）
・引き戸用検出装置
性能値　※改修標準表5.9.3による（防錆　・適用する　・適用しない）
・以下による
耐電圧（　）
防錆（　）
防滴
電源

工事名称

大野労働基準監督署更衣室改修工事

図面NO. 4 / 19

図 名

建築改修工事特記仕様書（その3）

整理NO. A-03

縮尺

N.S

年 月 日

木村憲一

K M R 一般建築士事務所 知事登録 No. いー115

株式会社 木村建築事務所

KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD

事務所：福岡県福岡市中央区大手門2丁目20-15

CH

DR

(15)

自閉式上吊り引昇装置

性能値 ※改修仕様表5.10.1による（防錆・適用する・適用しない） [5.10.3]

・以下による ○メーカー仕様による
手動開き力（ ）
手動閉じ力（ ）
閉じ速度の調整（ ）
制御区間（ ）
開閉繰り返し返し（ ）
耐衝撃操作性（ ）

[5.11.2、3]

シャッターの種類	外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（pa）
・管理用シャッター	耐風圧強度（ ）Pa
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度（ ）Pa
・屋内用防火シャッター	
・防塵シャッター	

開閉方式の種類 ※電動式（手動併用）・上部手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置（設置箇所・建具表による・）
電動式シャッターの障害物感知装置（設置箇所・建具表による・）
屋内用防火シャッター若しくは防塵シャッターの危険防止装置（設置箇所・建具表による・）
管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）

めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・
ガイドレール、まぐさ、両掛りに用いる座板及び座板のカバー、両掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1

[5.12.2～4]

開閉方式の種類 ※手動式 ・電動式（手動併用）
耐風圧強度（ ）Pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置（設置箇所・建具表による・）
スラットの材質の種類
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量（※Z06又はF06 ・）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量（※AZ90 ・）
スラットの形状 インターロックング形 ・オーバーラッピング形

[5.13.2、3]

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分（Pa）	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバークラスタイプ	・50 ・75 ・100 ・125	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイルフト形 ・バーチャル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置（設置箇所・建具表による・）

適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは [3.7] [5.14.2～4]
建具表及び図面による。
・フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類 ※建具表による ・図示
・型板ガラスの厚さによる種類 ※建具表による ・図示
・網入板ガラス、線入り板ガラスの網、線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類 ※建具表による ・図示

・合わせガラス
材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類

※建具表 ・図示	形状	落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類
	・平面合わせガラス ・曲面合わせガラス	・Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅲ類

・強化ガラス

形状による種類	破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類
材料板ガラスの種類による名称	
※建具表 ・図示	・Ⅰ類 ・Ⅲ類

・熱吸収吸板ガラス

板ガラスの種類及び厚さによる種類	性能による種類
※建具表 ・図示	・Ⅰ類 ・Ⅱ類

・複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	断熱性による区分	日射取得性、日射遮蔽性による区分	乾燥気体の種類
※建具表 ・図示	・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6	・G ・S	・空気 ・アルゴン

・熱反射反射ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	日射熱遮蔽性による区分	耐久性（日射熱遮蔽性が2種の場合）による区分
※建具表 ・図示	・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種	・A種 ・B種

・倍強度ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類 ※建具表 ・図示

(9) ガラス

ガラスの窓材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	○シーリング材 ・グレイジングチャンネル ・	※建築士の製造所の仕様による ・図示 ・
銅製及び銅製軽量	・シーリング材 ・	※建築士の製造所の仕様による ・図示 ・
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建築士の製造所の仕様による ・図示 ・
樹脂製	・グレイジングチャンネル ・	※建築士の製造所の仕様による ・図示 ・

⑨(9)ガラス用フィルム

種類	記号		その他性能等
	内貼り用	外貼り用	
○日射調整フィルム [G]	○SG-I	・SG-2	
・低放射フィルム	・LE		
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GI-I	・GI-2	
・相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GD-I	・GD-1	
・ガラス貫通防止フィルム	・SF		
品質 JIS A 5759Iによる			

6

①改修範囲

既存開仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 [6.1.3]
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※ 既存のまま ○図示

②既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の除去 ※ 仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2]
・下地モルタルとも（・図示の範囲 ・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法 ※機械的除去工法 ・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲 ※室内の改修箇所 ・

③既存壁の撤去及び下地補修

既存開仕切壁撤去に伴う他の構造物の補修 [6.3.2]
※改修仕様 4.3.10によるモルタル塗り（全壁厚25mmを超える場合の処理 ※図示）

④施工一般

材料のホルムアルデヒド放散量 [6.5.2]
※F☆☆☆☆または改修仕様6.5.2(1)(g)(h)による ・

5 製材 [G]

・JAS 1083-5 製材・第5部に基づく下用地用製材 [6.5.2]

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※2級 ・	※A種 ・B種 ・		・
		※2級 ・	※A種 ・B種 ・		・

・JAS 1083-2 製材・第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		※ 上小節 ・	※A種 ・B種 ・		・
見え掛り面以外		※ 小節以上 ・	※A種 ・B種 ・		・

・JAS 1083-6 製材・第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法（mm）	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※ Ⅰ等 ・	※10％以下 ・A種 ・B種 ・		・
		※ Ⅰ等 ・	※10％以下 ・A種 ・B種 ・		・

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理の適用	含水率	間伐材等の適用
		（ ） 造作材の場合 （※ A種 ・ B種）	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・	・

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [6.5.2]

施工箇所	品名	樹種	寸法（mm）	見付け材面数	見付け材面の等級	間伐材等の適用
					※ Ⅰ等 ・Ⅱ等 ・	・
					※ Ⅰ等 ・Ⅱ等 ・	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の面積	見付け材面の品質	間伐材等の適用
				化粧薄板： 芯材：		※ Ⅰ等 ・Ⅱ等 ・	・
				化粧薄板： 芯材：		※ Ⅰ等 ・Ⅱ等 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下 ・	・
				※15%以下 ・	・

7 造作用単板積層材 [G]

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材 [6.5.2]

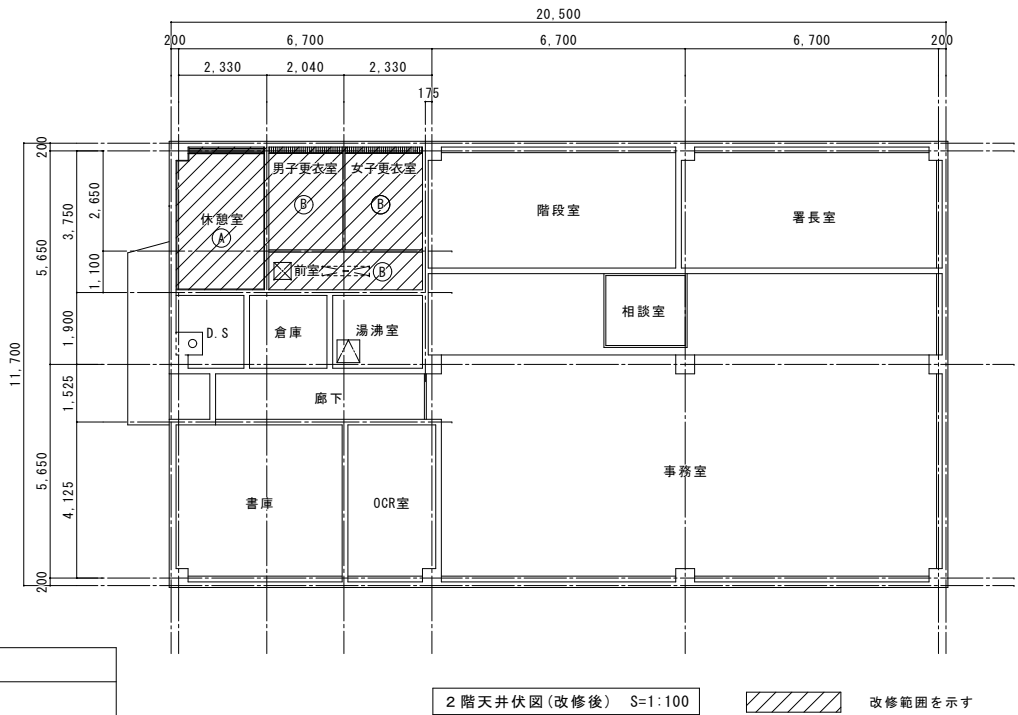
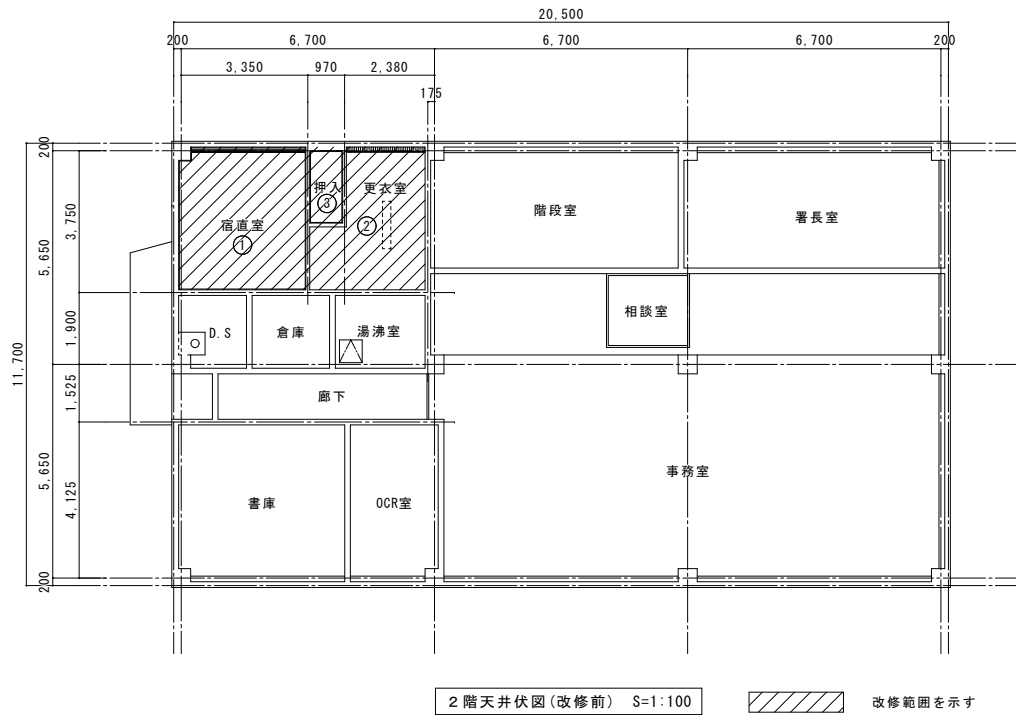
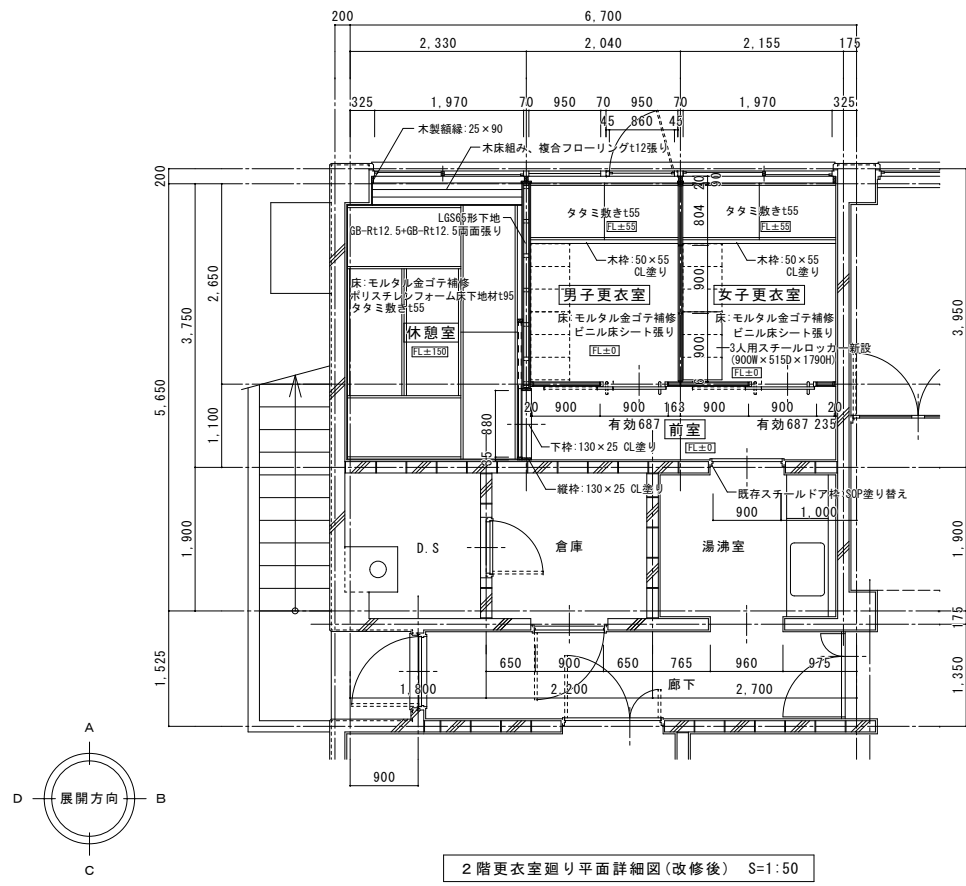
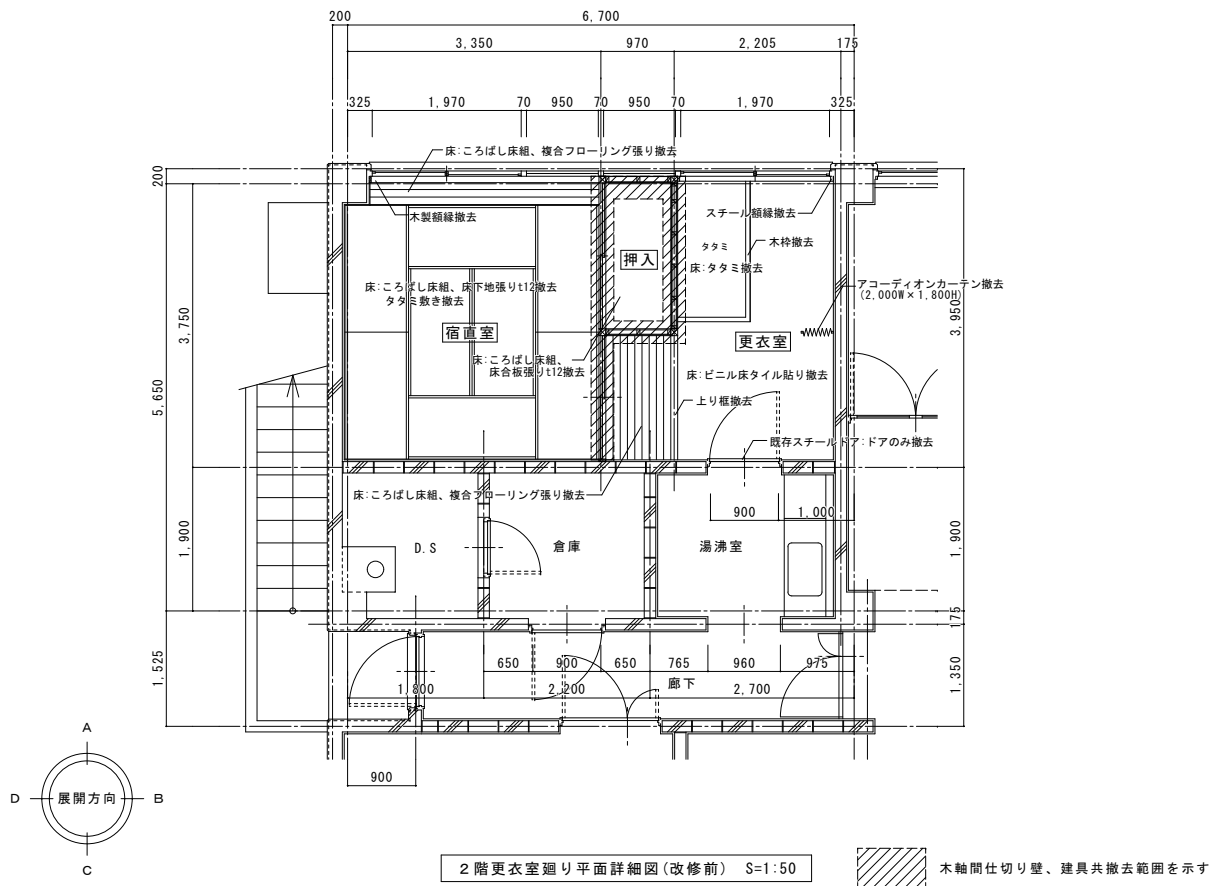
施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄
------	----	--------	-----



配置図・1階平面図(参考) S=1:100

工事名称 大野労働基準監督署更衣室改修工事	図面NO. 8 / 19
図名 配置図・1階平面図(参考)・案内図	整理NO. A-07
縮尺 1 / 100	年 月 日
K M R 	一級建築士事務所 知村建築 No. U-115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所：福井県福井市大市2丁目20-15
株式会社 木村建築	一級建築士 No. 167899 木村憲一
	C H D R

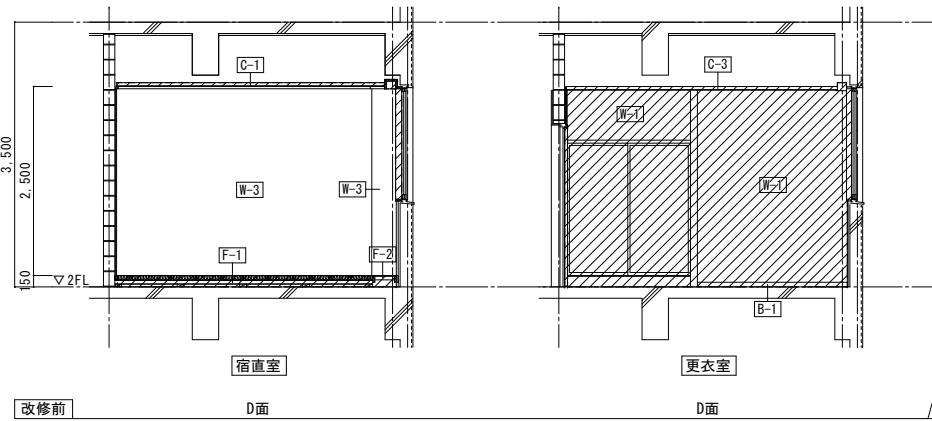
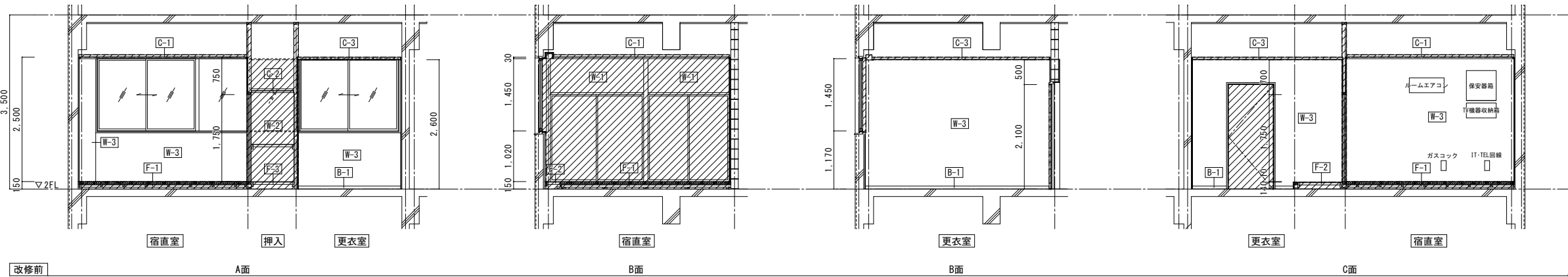
[illegible]



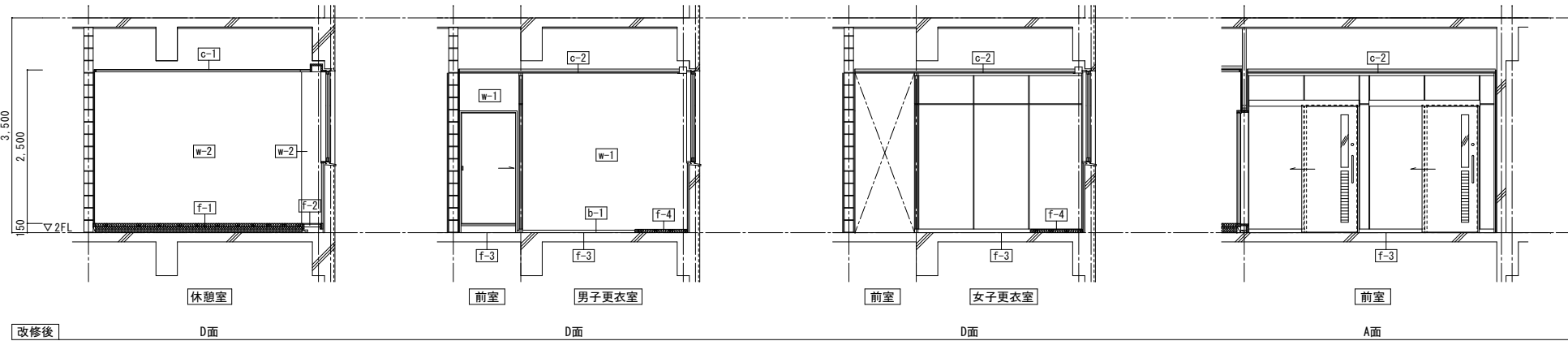
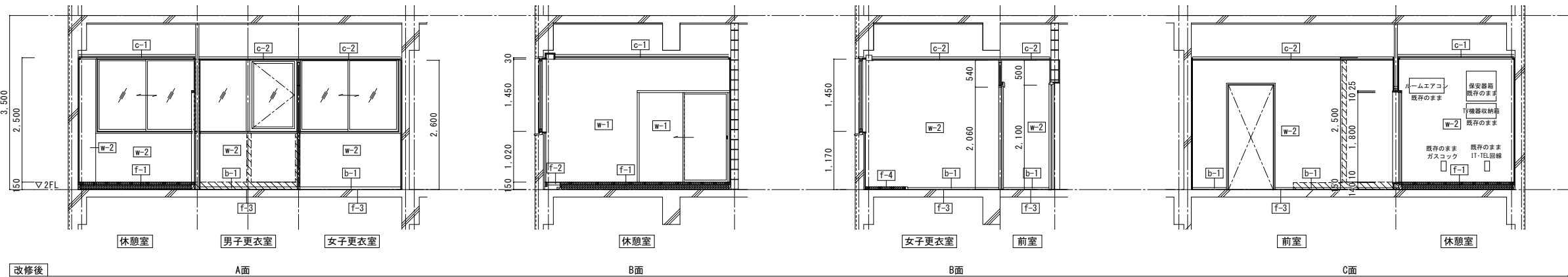
天井仕上凡例 (改修前)	
記 号	仕 上
①	木野縁下地、和風石こうボード目透張り撤去
②	LGS下地、石こうボード目透張り、EP塗り撤去
③	木野縁下地、化粧合板張り撤去
■	既存木製カーテンボックス撤去
■	既存スチールカーテンボックス撤去
□	既存天井点検口600×600
⋯	既存埋込型照明器具開口部を示す

天井仕上げ凡例(改修後)		
記 号	仕 上	
㊦	既存下地、仕上げ共撤去後 LGS下地、和風GB-Dt12.5目透張り	
㊧	既存下地、仕上げ共撤去後 LGS下地、GB-Dt9.5張り	
☒	天井点検口新設:アルミ製 450×450	
■	木製カーテンボックス新設150W×100H	
■	アルミカーテンボックス 新設150W×100H	
☒	埋込型照明器具開口部を示す	
☒	天井開口補強 450×450	1カ所
☒	天井開口補強 300×1,250	1カ所

工事名称 大野労働基準監督署更衣室改修工事	図面NO. 10 / 19
図 名 2階更衣室廻り平面詳細図・天井伏図 (改修前後)	整理NO. A-09
縮尺 1 / 50 1 / 100	年 月 日
K M R 一級建築士事務所 知事登録 No. U-115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所: 福井県福井市大手2丁目20-15	木村憲一
	C H D R

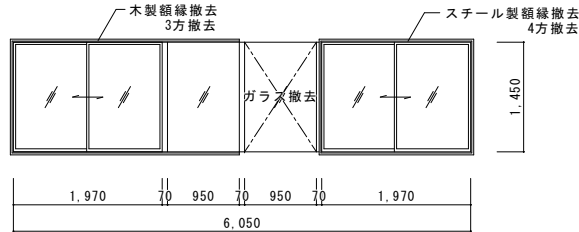
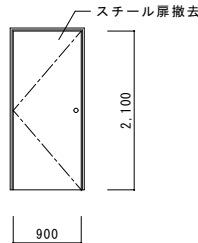
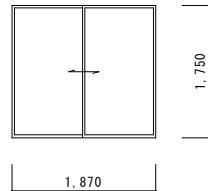
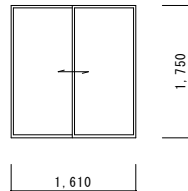
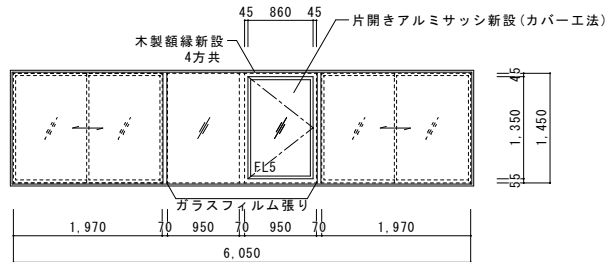
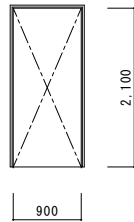
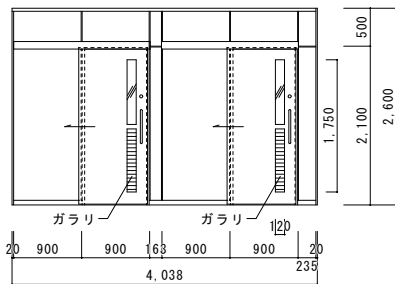
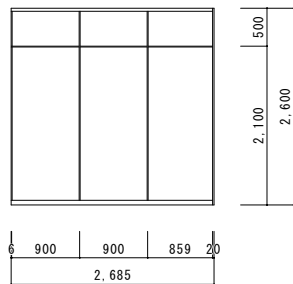
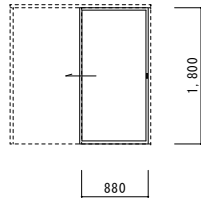


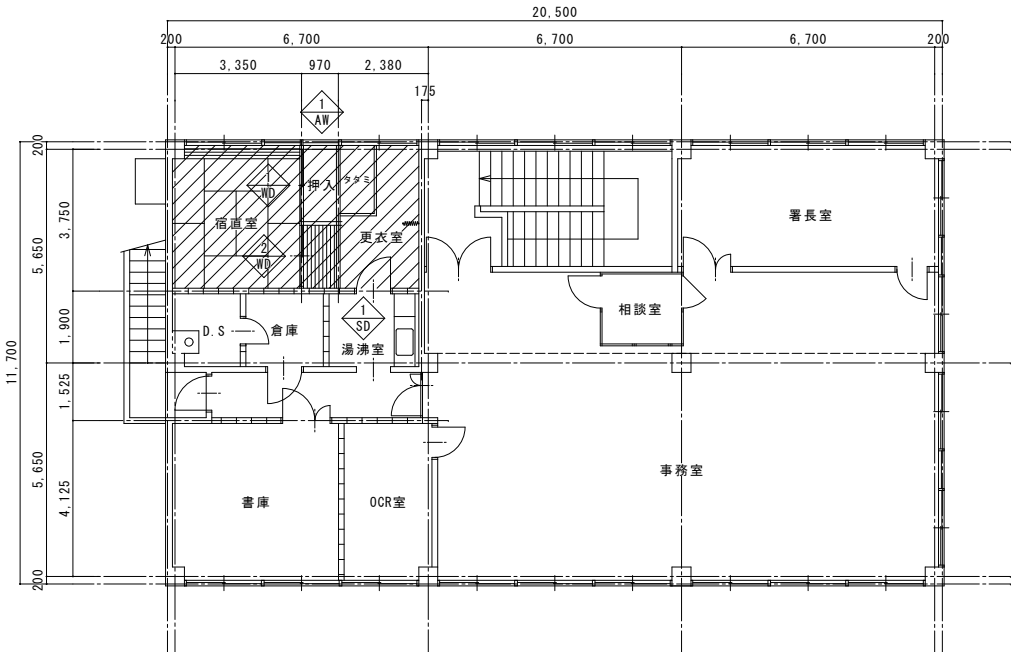
既存仕上凡例(撤去)	
記号	仕上
F-1	床:こらばし床組、床下地張りt12、タタミ敷き撤去
F-2	床:一部複合フローリング張り撤去
F-3	床:こらばし床組、床合板張りt12撤去
B-1	ビニル巾木H=60撤去
W-1	壁:木軸及び、石こうボード張り撤去、ビニルクロス共撤去
W-2	壁:木軸及び、化粧合板張り撤去
W-3	壁:ビニルクロス貼り撤去
C-1	天井:木野縁下地、和風石こうボード目透張り共撤去
C-2	天井:木野縁下地、化粧合板張り撤去
C-3	天井:LGs下地、石こうボード目透張り撤去



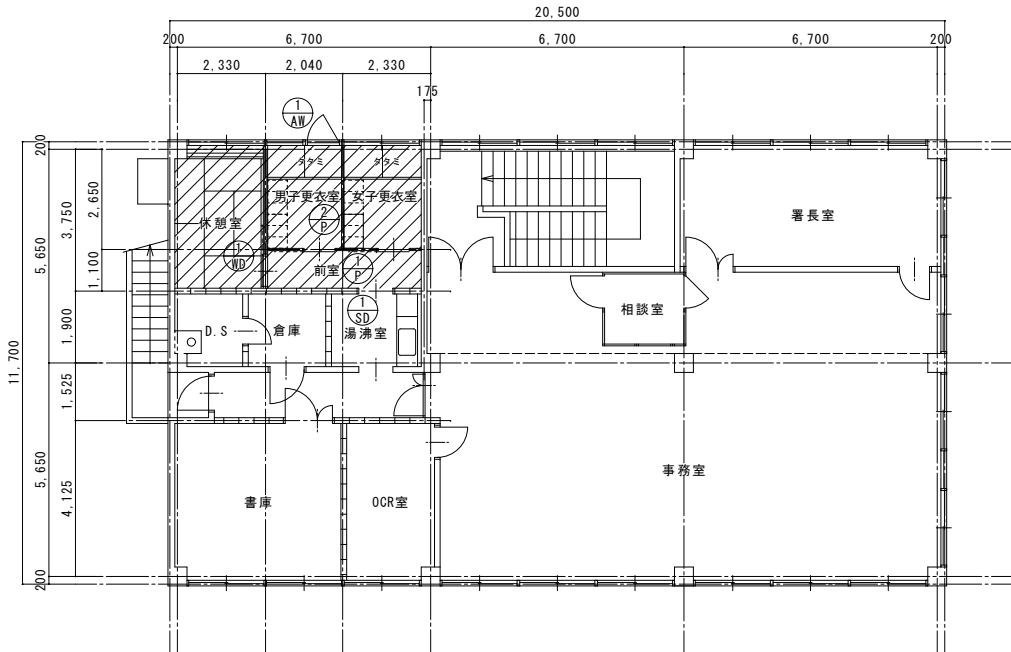
新設仕上凡例(改修後)	
記号	仕上
F-1	床:モルタル金ゴテ、ポリスチレンフォーム床下地材t95、タタミ敷きt55
F-2	床:木床組み、複合フローリングt12張り
F-3	床:モルタル金ゴテ補修、ビニル床シート張り
F-4	床:タタミ敷きt55
b-1	ビニル巾木H=40
w-1	壁:LGs下地、GB-Rt12.5+GB-Rt12.5張り、ビニルクロス貼り
w-2	壁:下地調整、ビニルクロス貼り
c-1	天井:LGs下地、和風GB-Dt12.5目透張り
c-2	天井:LGs下地、GB-Dt9.5張り

間仕切り壁、床撤去後の壁GB-Rt12.5ボード張りにて補修部を示す

記 号	 【ガラス撤去】		 【扉撤去、スチール枠残し】		 【撤去】		 【撤去】				
場 所	宿直室・更衣室		更衣室		押入		宿直室				
W×H	6,050×1,450		900×2,100		1,870×1,750		1,610×1,750				
形 状 S=1:50											
型式	数量	4連引違い・嵌殺しアルミサッシ	1カ所	片開きスチールフラッシュドア	1	引違いフスマ戸	1カ所	引違いフスマ戸	1カ所	両引分けフラッシュハンガー戸	1カ所
材質	見込	アルミ	70	スチール	120	木製	30	木製	30	木製OP塗	70
硝 子	FL5 ガラス撤去										
金物・備考	付属金物一式										
記 号	 【一部新設】カバー工法		 【塗装改修】		 【新設】		 【新設】		 【新設】		
場 所			前室		前室・更衣室境		更衣室境		休憩室		
W×H	6,050×1,450 カバーサッシ:860×1,350		1,700×250		4,038×2,600		2,685×2,600		880×1,800		
形 状 S=1:50											
型式	数量	既存アルミサッシ内に片開きアルミサッシ新設(カバー工法)	1カ所	スチールドア枠	1カ所	引戸付スチールパーティション	1カ所	スチールパーティション	1カ所	片引きフラッシュ戸	1カ所
材質	見込	アルミ	70	スチールSOP塗り替え	120	スチールパネル	60	スチールパネル	60	片面:ポリ合板、片面:鳥の子	36
硝 子	FL5 男子更衣室:ガラスフィルム張り						F4				
金物・備考	丁番、レバーハンドル、ラッチ、開き止め金具、アーム				吊レール、吊車、点検パネル、自閉装置、制御装置、振れ止めローラー 引手、端部金物、笠木、巾木H=60、パーティション取付金物一式		端部金物、笠木、巾木H=60、パーティション取付金物一式		引手、敷居スベリ		

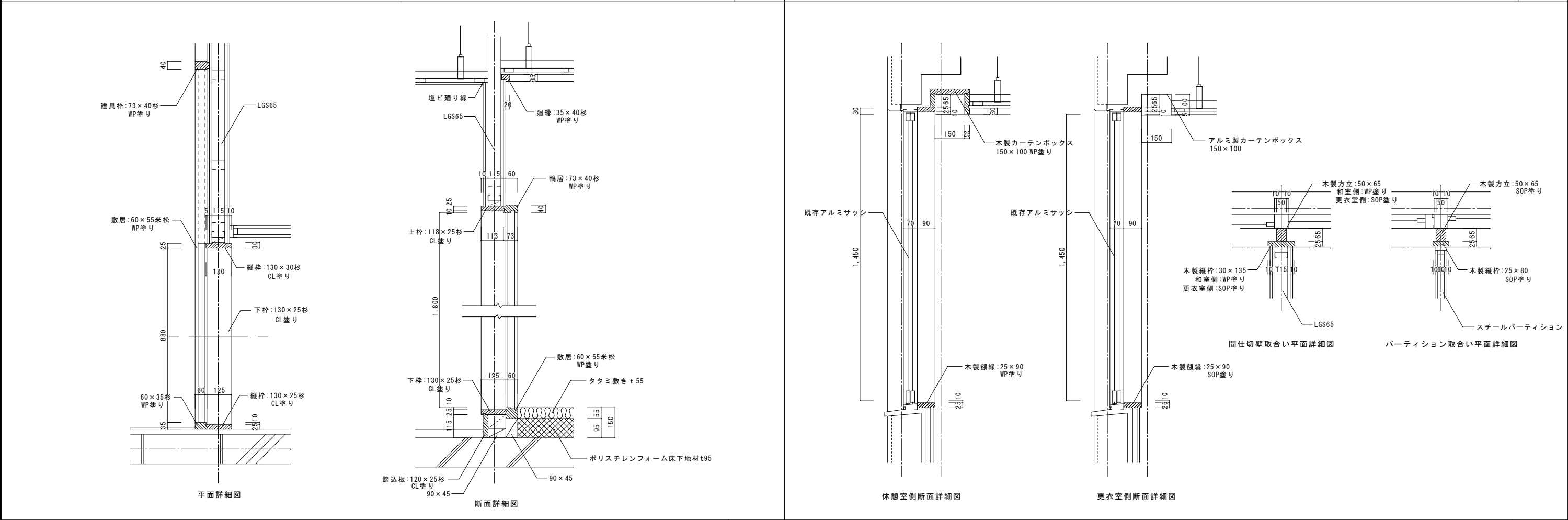


2階建具位置図(改修前) S=1/100



2階建具位置図(改修後) S=1/100

工事名称 大野労働基準監督署更衣室改修工事	図面NO. 12 / 19
図 名 建具位置図・建具表(改修前後)	整理NO. A-11
縮尺 1 / 50	年 月 日
K M R  一級建築士事務所 知事登録 No. U-115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所: 福井県福井市大手2丁目20-15	一級建築士 No. 167899 木村憲一
	C H D R



電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

福井県大野市弥生町1ー31(大野基準監督署)

2. 建物概要

棟名称	構造	階数	延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	建築基準法別表第一の用途	備考
A:	RC造	2階建て	496	第○項		
B:						
C:						
D:						

3. 工事種目

●印を付けたものを適用し、各一式とする

棟別および屋外工事種目	適用区分				
	A	B	C	D	屋外
電灯設備	●	○	○	○	
動力設備	○	○	○	○	
電熱設備	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	
受変電設備	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	
発電設備	○	○	○	○	
構内情報通信網設備	○	○	○	○	
構内交換設備	●	○	○	○	
情報表示設備	○	○	○	○	
映像・音響設備	○	○	○	○	
拡声設備	○	○	○	○	
誘導支援設備	○	○	○	○	
テレビ共同受信設備	●	○	○	○	○
テレビ電波障害防除設備	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	
駐車場管制設備	○	○	○	○	
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	
火災報知設備	●	○	○	○	
中央監視制御設備	○	○	○	○	
撤去工事	●	○	○	○	○
構内配電線路	(外灯設備も含む)				○
構内通信線路					○

4. 別契約の関連工事

○建築関係工事

○電気関係工事

○給排水関係工事

○空調関係工事

○その他工事

5. 工期

別に示す公告等による。(但し、下記に指定する部分の工事については令和 年 月 日完成)指定部分()

II. 工事仕様

1. 共通仕様

1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の仕様書等による。「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)
「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)
「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)

2) 工事種目に機械設備工事および建築工事を含む場合、その仕様は当該図面による。

3) 設計変更の対象事項および手続きならびに工事一時中止に係る手続き等は、「工事請負契約におけるガイドライン(総合版)」(福井県土木部)による。

2. 特記仕様

1) 項目および特記事項は、◎、●印のついたものを本工事に適用する。ただし、●印のない場合は※印を適用する。

章	項目	特記事項
一般事項	●施工条件	現場説明書による。
	●事務処理	福井県営繕工事監督事務処理要領による。
	●近接工事の接関費等	密接に係のある同一工事区内の工事と同一施工業者が落し場合は、両工事を合算したもので着払い調整を行う。
	●施工計画書	標準仕様書第1編1.2.2により施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
	●施工体制の確保	建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。 (1) 提出書類 1 施工体制台帳および施工体系図の写し 2 工事担当技術者台帳の写し 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。 3 工事元請・下請関係者届出書 該当なき場合はその旨を記入し提出する。 (2) 工事実績情報登録(工事請負代金額が500万円以上の工事) 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、期限内に登録機関に登録申請をしなければならない。 また、登録完了後は「登録内容確認書」を該だちに監督職員に提出しなければならない。 (3) 名札の着用 監理技術者および主任技術者(下請負を含む)および元請業者の専門技術者は、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。
	●官公署への手続き	工事に必要な官公署等への手続きは標準仕様書第1編1.1.3又は改修標準仕様書第1編1.1.3による。官公署等への諸手続および費用は受注者の負担とする。
	●主任技術者等の資格	別に示す公告等による。
	●下請負人の選定	下請負人を選定する場合には、福井県内に主たる営業所を有する者の中から選定すること。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。(福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱第6条)
	●公共事業労務費調査	公共事業労務費調査の対象工事となった場合(工期経過後も同様)には、調査票の記入等について必要な協力を行う。

●工事用資材の選定

工事材料や物品等の調達においては、福井県内に主たる営業所を有する者の中からの調達および県産品の活用に努める。また工事完成時に県産品使用実績報告書を監督職員に提出する。

●設備機材等

本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの、または、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
また、設備機材等の製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、証明となる資料または外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
(1) 品質および性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 生産施設および品質の管理が適切に行われていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定または免許等を取得していること。
(5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

●機材等の検査・試験

標準仕様書または改修標準仕様書による。

●工事検査・技術検査

○工事成績評定の対象(工事成績評定要領第2条)

○評定しない(○応急工事 ○取壊解体工事 ○土砂運搬工事 ○規格品据付工事 ○規格品交換工事 ○部品交換工事(オーバホール含む) ○その他)

●化学物質を放散させる建築物等の使用制限

本工事に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質および性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3) 接着剤は可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

○室内空気中の化学物質の濃度測定および確認

※24時間測定 ○()時間測定 延べ()箇所
(1) 測定対象室および各室測定箇所数 ※図示 ○()
(2) 測定対象物質 ※室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン(学校の場合はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン)
測定はパッシブ型採取機器により行う。測定条件等は、監督職員の指示による。
測定対象物質の濃度を測定し、報告する。

●電気工作物の種類

※事業用電気工作物 ○一般用電気工作物

●電気保安技術者

標準仕様書または改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。

●品質管理

標準仕様書第1編1.3.4または改修標準仕様書第1編1.3.4による。

●施工中の安全確保および環境保全

施工中の安全確保および環境保全是標準仕様書第1編1.3.5および1.3.8または改修標準仕様書第1編1.3.5および1.3.9による。

●火気の取り扱い

改修標準仕様書第1編1.3.6による。

●施工調査

施工計画調査は、改修標準仕様書第1編1.5.1および第2編2.1.1による。
事前調査の内容は次にによる。
調査項目 改修対象建物および同建物内設備配管・配線等・屋外埋設配管等埋設物
調査範囲 本工事と取り合いのある範囲および本工事の施工により影響が及ぶ範囲
調査方法 スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による
○改修範囲の既存機器絶縁油へのPCB混入の有無について調査し、監督職員に報告する。
○型式調査: ○照明器具安定器 ○変圧器 ○高圧コンダクタ ○高圧ワット ○交流遮断器
○絶縁油分析調査: 変圧器 台 高圧コンダクタ 台 高圧ワット 台 交流遮断器 台
分析は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」により行う。
分析機関による分析費用は本工事とする。

○埋設物等

標準仕様書または改修標準仕様書によるほか、下記による。
施工前に当該工事に係る地中埋設物等(建物または既設コンクリート内の既設配管・配線も含む)について事前調査を行う。既設構造物の位置および既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法および試験掘方法を監督職員と協議する。

○非破壊調査

はつりおよび穴開け、あと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。
施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に差しを行うものとし、費用は本工事とする。放射線透過検査を用いる場合は、監督職員と協議する。

●工法等の提案

工法等の提案は、標準仕様書第1編1.5.6または改修標準仕様書第1編1.6.7による。

●工事用電力

・水・その他

(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用 ※含む ○含まない
(2) 本電源受電後、引き渡までの電気料金 ※含む ○含まない
(水道料金およびガス料金も同様とする。ただし、増設工事にあっては増加分)

●工事負担金等

下記の費用を()含む ※含まない
○電力引込負担金()円 ○変電所建設負担金()円
○CATV加入料金()円

●現場表示板

地域住民への工事に関する情報提供のため、現場表示板を付ける。表示板には、県内関係材を使用し、工事名、発注者名、受注者名、連絡先等を簡明に示す。

●工事用仮設物

構内につくることできない(すべて受注者の負担とする)

●足場・作業構台

別契約の関係受注者が指定したものは、無償で使用できる。
※ 本工事で設ける場合は改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか、足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式または(3)手すり先行工事用足場方式により行うこと。
内部足場 ※A種、B種、C種、D種 ○E種(単管足場)
○F種(くさび緊結式足場) ○G種(枠組足場)
外部足場 ※A種(枠組足場) ○B種(くさび緊結式足場) ○C種(単管足場)
※D種、E種 ○F種(高所作業車)

なお、単管足場、枠組足場の設置場所は図示または監督員の指示による。

●仮設間仕切り

●養生

屋内に仮設間仕切りを設ける場合は、改修標準仕様書第1編2.2.3による。
標準仕様書第1編1.3.10または改修標準仕様書第1編第1章第7節による。
既存部分の養生 ※行う ○行わない
養生の方法 ※改修標準仕様書による()
固定された備品、机・ロッカー等移動・復旧 ○行う 数量等() ※行わない

●後片付け

●撤去

標準仕様書第1編1.3.11または改修標準仕様書第1編1.3.11による。
撤去を行う場合は、改修標準仕様書第1編第1章第8節によるほか、次による。
工作物撤去後の補修は(※モルタル補修 ○)とする。

●再使用機材

取外した再使用する機材は、清掃を行い、絶縁状態を確認後に取付けるほか、改修標準仕様書第1編1.4.3による。なお照明器具等の見えがかり部分は、洗剤を使用するなどして十分に清掃を行う。

●発生材の処理等

(1) 標準仕様書第1編1.3.9または改修標準仕様書第1編第1章第9節による。
引き渡しを要するもの ※なし ○あり
(○金風類 ○塑類 ○電線、ケーブル ○機器類 ○)
家電リサイクル法による処分を要するもの ○なし ○あり (図示)
(2) 特別管理産業廃棄物 ※無
○有(○PCB含有機器 ○掘置鉛蓄電池(廃酸) ○廃油 ○)
(運搬および処分費は) ○本工事(PCB含有機器を除く) ○別途
PCBを含有する電気機器等は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」によるほか、PCBが流出しない保管容器に収納し、建物管理者に引渡す。
(3) 放射性物質を含むイオン化式感知器 ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途)
製造業者または販売業者にて回収を委託する。
(4) 六ふっ化硫黄(SF6)ガス ※無 ○有(運搬・処分費は ※本工事 ○別途)
ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者に回収を委託し、再利用または再資源化する。
(5) ボード等内外装材の撤去復旧に際しては、アスベスト含有建材とみなして必要な対策を講じた上、適切に処分すること。
(6) 上記以外のものについては関係法令に従い適切に処理する。

○建設発生土の処分

※構外搬出適切処理(※運搬・処分費を含む ○処分地:)
○構内指示の場所に敷きならし ○構内指示の場所にたい積 ○現場説明書による

●環境への配慮

(1) 「建設機械に関する技術基準」および「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省)による排出ガス対策および低騒音型建設機械を使用する。
(2) 発生材の処理等
再資源化を図るもの
○蛍光灯、HIDランプ ○小型二次電池 ○金風類 ○建設汚泥
○アスファルト・コンクリート塊 ○コンクリート塊 ○建設発生木材
(3) 再生資源の利用
※再生クラッシュラン ※再生アスファルト合材
(4) 提出書類
以下の書類について、提出用ファイル(電子データ)を監督職員に提出する。
①再生資源利用(計画・実施)書
②再生資源利用促進(計画・実施)書

○グリーン購入調達記録表の提出

資材、工法、建設機械において、工事の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績を記録した「公共工事に係るグリーン購入調達記録表」を監督職員に提出する。

○情報共有システム

※利用しない
(ただし、受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾する。)
○利用する
(情報共有システム運用ガイドライン(案)福井県版を基に、福井県仕様のシステムに登録し利用すること。)

○電子納品

(1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品は、「電子納品の手引き(案)福井県版」(以下「要領等」という。)に基づいて行う。
(2) 成果品は「要領等」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。
(3) 電子成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施しうえで提出する。
(4) 完成検査までに(公財)福井県建設技術公社に電子納品保管管理システムの登録料を支払い、完成検査終了後、正を監督職員に副を(公財)福井県建設技術公社に提出する。

○電子納品の対象

工事関係資料のうち電子納品の対象とする納品資料を下表に示す。
詳細については、「電子納品の手引き(案)福井県版」による。
フォルダ名称 資料大分類 ファイル形式
PLAN 施工計画書 PDF形式
SCHEDULE 工程表 PDF形式
MEET 打合せ簿 PDF形式
MATERIAL 機材関係資料 PDF形式
PROCESS 施工関係資料 PDF形式
INSPECT 検査関係資料 PDF形式
SALVAGE 発生材関係資料 PDF形式
DRAWINGF 完成図 ※SXF(sfc)形式および※JW-CAD形式
MAINT 保全に関する資料 PDF形式
OTHERS 契約関係資料 PDF形式(注1)
施工図 ※SXF(sfc)形式
完成写真 JPEG形式(注3)
工事実績情報 PDF形式
工事の一時中止 PDF形式
工期の変更 PDF形式
文化財その他埋蔵物 PDF形式
その他の資料 PDF形式
(注4) 工事写真 JPEG形式(100万画素程度)

注1: 元請・下請関係届出書、現場指示書は契約関係資料に入れる。それ以外については手引きによる。
注2: ファイル形式は上表による。これによれない場合は監督職員と協議する。
注3: 完成写真は電子画像の他、[○四つ切 ○キャビネット]のプリントを()部提出する。
注4: フォルダ構成など、「営繕工事写真撮影要領令和5年版」(国土交通省大臣官庁官庁営繕部)によるほか、監督職員の指示による。ただし画像データの編集はファイル名のみとする。

●完成時の提出図書等

(1) 標準仕様書および改修標準仕様書による完成図等を作成し、監督職員に提出する。
電子納品によるほか、提出部数および作成様式等は下記のとおりとする。

区分	種類	原 因	製 本	備 考
※変更設計図	1部	—	—	
	※完成図	1部	(注2)	
	※保全に関する資料	—	2部	
	○長期保全計画書	—	2部	

注1: 原因は施設毎に図面ホルダーに収納する。
注2: 完成図白銀製 A1版(※1部 ○部)、A3版3部を提出する。
(2) 保守点検に必要な工具類一式を、監督職員に提出する。

○設計図

○設計図 A1の白焼きを(1)部、A3の白焼きを(2)部製本し提出する。

●著作権等

当該建物において取得する、施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

●一年点検

受注者は「県有施設一年点検実施要領」に基づき一年点検を実施し、報告書を提出する。
施工に起因する不良箇所があれば改修する。

●耐震施工

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人 建築研究所監修)により、基礎、梁台、アンカーボルトについて耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基礎施工要領は標準図(機械設備工事編)(施工25～29)による。
(1) 設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	○特定の施設		○一般の施設	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
屋上および塔屋	<2.0>	<1.5>	<1.5>	<1.0>
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)
および地下階	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

注1()内の数値は防振支持の機器の場合、<>の数値は水槽類に適用する。
2 重要機器(水槽類)は、下記による。(水槽類には燃料タンク等を含む。)
○配電盤 ○直流電源装置 ○非常用発電装置 ○交換機
○電算用電源 ○UPS装置 ○自動火災報知設備 ○防災設備
○監視制御装置 ○危険物貯蔵装置 ○火を使用する設備
○避難経路上に設置する機器 ○
3 上層階の定義は、次による。
6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、
10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階
(2) 設計用鉛直震度
設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

○建物への配管

地盤変位への対応
想定沈下量 ※小規模0.2m以下 ○中規模0.6m以下 ○大規模1.0m以下

●あと施工アンカー

新規に作成する基礎・構造体に設備を設置する場合には、原則としてあと施工アンカーは使用してはならない。
配管、機器等の吊り下げ用アンカーには接着系アンカーを使用してはならない。
施工後確認試験を行う。ただし、吊りボルト用アンカー等軽微なものは監督職員との協議により省略することができる。
試験方法 国土交通省大臣官庁官庁営繕部の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)8.12.7による。
確認強度 監督職員との協議による。

○アンカーボルトのナット用合成樹脂製キャップ

屋外設置機器のアンカーボルトのナット部分には、合成樹脂製キャップをかぶせる。

○適用区分

建築基準法に基づき定められた風速および地表面粗度区分
V₀(○3.0 ○3.2 ○3.4) 地表面粗度区分(○I ○II ○III ○IV)
条例により定められた積雪荷重
垂直積雪量 c_m 単位荷重 N/cm・m²

○風圧力および積雪荷重の検討

以下の設備に対して建築基準法に定めるところによる風圧力および積雪荷重に対し、構造耐力上安全である旨の検討(計算等)を行い、監督職員に報告し承諾を得る。
○受雷部および引下げ導線 ○太陽電池アレイおよび接続箱 ○風車発電装置
○テレビ共同受信用アンテナおよびアンテナマスト ○太陽電池式ポール型屋外時計
○

●防火区画貫通部等の処理

(1) 電線等が防火区画または防火上主要な間仕切りを貫通する場合には、関係法令(建築基準法施行令第112条、第113条、114条、第129条の20(4))に従うほか、標準仕様書第2編2.1.10および2.1.11または改修標準仕様書第2編2.1.11および2.1.12により、適切な措置を行う。
(2) 大臣認定を受けた工法で施工する場合は、認定書の写しを提出し、監督職員の承諾を受けるとともに、認定工法の表示を行う。

●はつりおよび穴開け

はつりおよび穴開けを行う場合は、改修標準仕様書第1編第2章第11節によるものとし、既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用し、モルタル等を充てんして補修する。

●電線

特記なきものはEMーIEとする。

●電線類

EM電線、EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲンおよび鉛を含まない材料で構成されたものとする。

●機器内配線等

下記の機器内配線およびケーブルには、EM電線およびEMケーブルを使用する。
ただし、高圧主回路配線はこの限りでない。
分電盤 ○A盤 実験盤 開閉箱 制御盤 キュービクル式配電盤
直流電源装置 交流無停電電源装置(簡易型を除く)

●ケーブル配線

ケーブル配線の場合、接地線は原則としてケーブルの芯線数を追加して利用する。ただし、幹線は除く、原則として専用の支持材での支持とするが、改修工事等これによれない場合は監督職員の承諾を受ける。

工事名称

大野労働基準監督署更衣室改修工事

図名

電気設備工事特記仕様書(その1)

縮尺

N.S. /

K.M.R 一般建築士事務所 知事会館 N.O. U-115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所: 福井県福井市大2丁目20-15

図面NO.

14 / 19

整理NO.

E-01

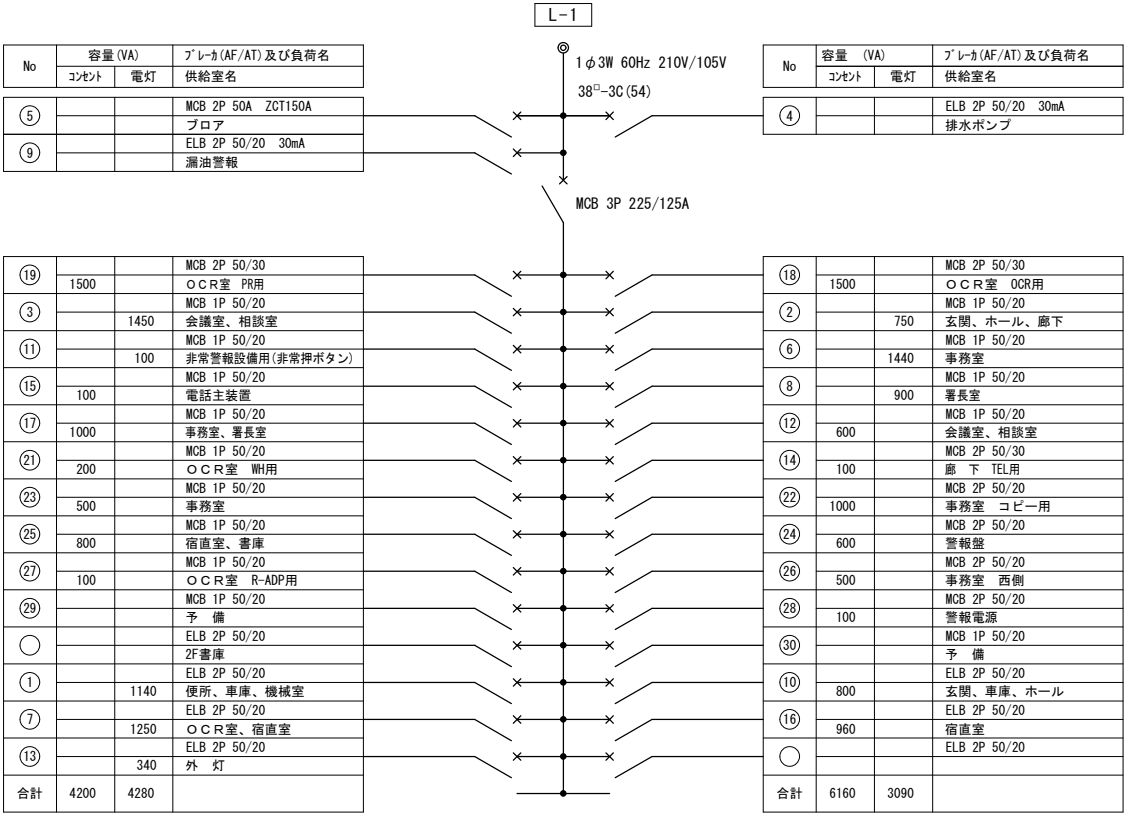
年 月 日

C.H. D.R

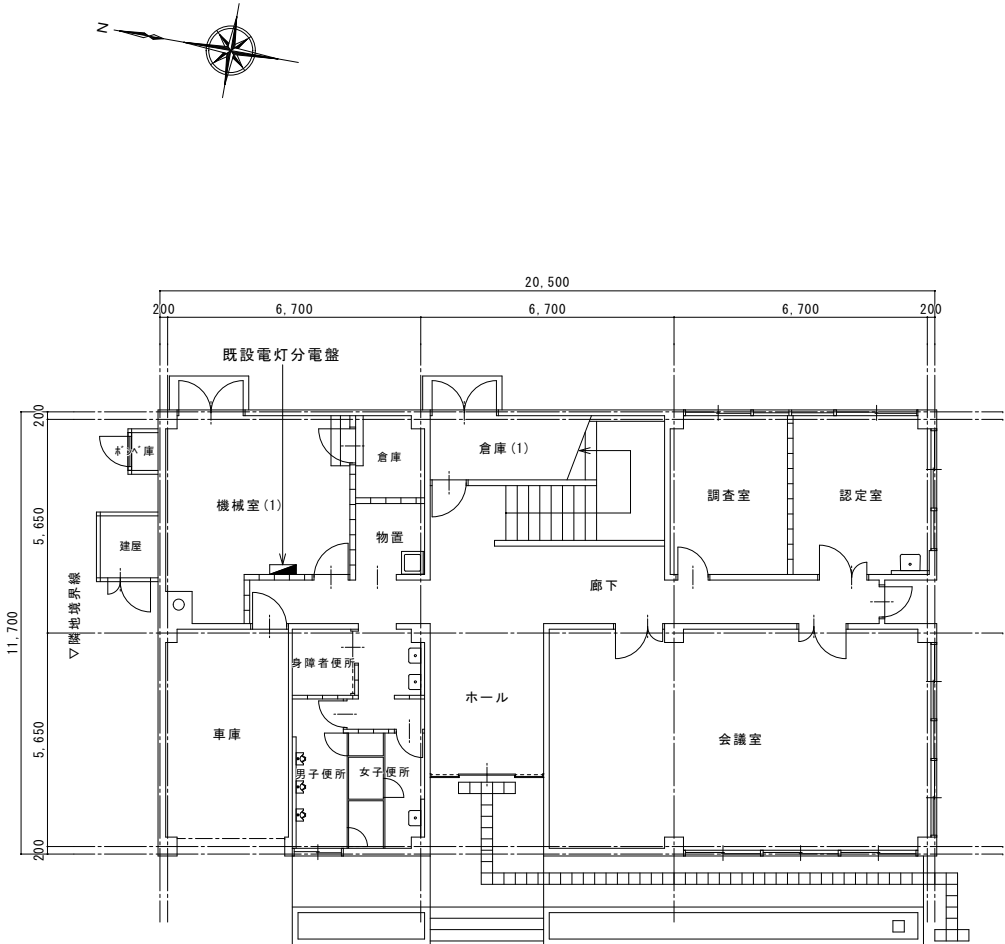
A1: 原寸

A3: 50%縮小図

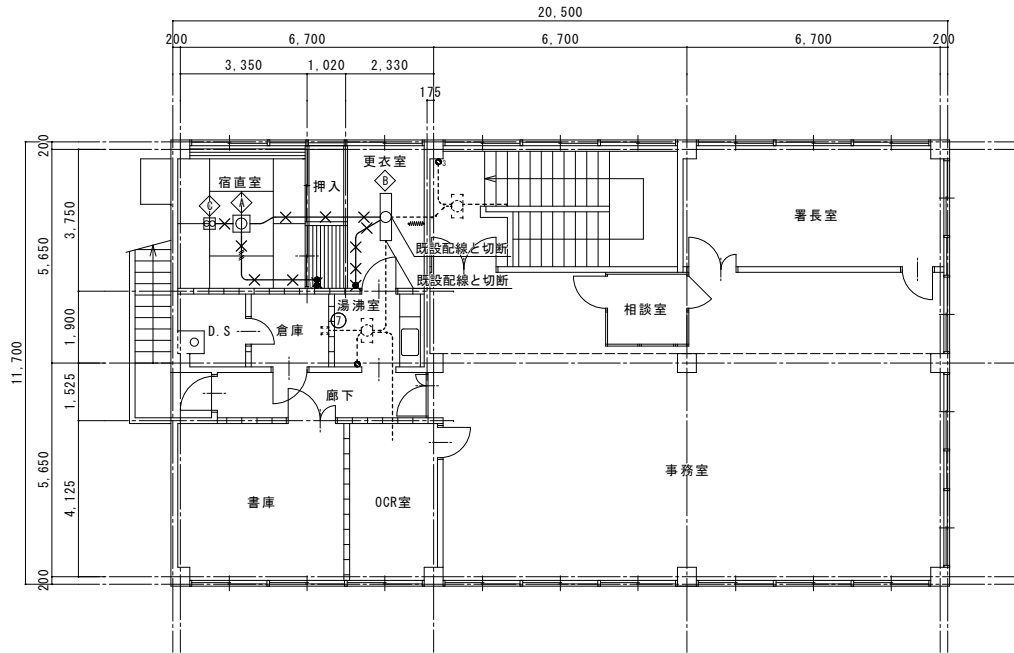
共通適用事項	●電線管 (埋込配管・露出配管)	(1) 電線管表示（１９）（２５）～（７５）で特記なき場合は、ねじなし電線管とする。 (2) 梁の中に配管する場合は、主筋に近接して沿わせない。また、梁面より１００mm以上の間隔をあけてふ設する。 (3) 最上階天井スラブ（屋上スラブ）には、原則として埋込配管を行わない。 (4) コンクリート埋込配管は、（PF22）以下、（E25）以下とし、スラブ厚の1/4を超える外径の配管は埋込まない。 (5) P 管を使用する場合は、管相互との離隔および平行する配筋との離隔は３０mm以上とする。 (6) 分電盤、端子盤の２次側配線で配線が１０本以上集中する場所は、第１ボックスまで銅製電線管で施工する。 (7) 屋内の露出配管は以下による。 ※ねじなし電線管 ○図示	電 灯 設 備	●工事範囲 ●照明制御装置	●照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。 ○照明制御器設定器を（ ）個）附属すること。 ○多重伝送制御システム 多重伝送制御システム（照明制御）の設定は、監督職員の指示による。 ○システム設定器を（ ）個）附属すること。 ○LED制御装置の種類 図面特記を除き、LED照明器具の制御装置の種類は、調光信号線が接続された器具にあってはLまたはL2、それ以外はL1またはL2とする。	●配管 ●配線 ●機器取付 ●機器移設・改設 ●取外し再取付	照明制御装置の各センサーの設定は、監督職員の指示による。 ○照明制御器設定器を（ ）個）附属すること。 ○多重伝送制御システム 多重伝送制御システム（照明制御）の設定は、監督職員の指示による。 ○システム設定器を（ ）個）附属すること。 ○LED制御装置の種類 図面特記を除き、LED照明器具の制御装置の種類は、調光信号線が接続された器具にあってはLまたはL2、それ以外はL1またはL2とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○自動放送はアッテネーターを経由した回路とする。 特記なきスピーカは、（※S C 6 H i - 1 V 3 - M ）とする。	表－１「機器標準取付高さ」
	○屋外露出配管	屋外の露出配管は以下による。（図面特記のあるものを除く） ※厚鋼電線管（溶融亜鉛めっき 亜鉛付着量300g/m2以上）		○分電盤等	(1) 本工事の分電盤、○A盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器および漏電遮断器の寸法は、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置および制御装置－第２－１部：回路遮断器（配線用遮断器およびその他の遮断器）」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形回路遮断器」、JIS C 8201-2-2「低圧開閉装置および制御装置－第２－２部：漏電遮断器」、同付属書 JC「電灯分電盤用協約形漏電遮断器」による１種サイズのものとする。 (2) S P D 分離器（配線用遮断器）は警報接点付きとする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) ○A盤の端子盤部に（※遮気口 冷却用ファン）を設ける。 (5) 照明制御用多量伝送信号用送り端子を設ける。（照明回路のあるものに限る）	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●電線本数・管路等	(1) 電線の収容本数は内線規程による。 (2) 分電盤２次側以降の配線、制御盤、端子盤等の制御用配線および各通信機器間の配線（幹線部分を除く）において、配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は設備機器の機能を充分満足するよう施工する。 (3) １区間の配線の恒長が３０m以上の場合、施工上必要な場合には、ジャンクションボックスを設ける。 (4) 増設用予備配管の管端は外壁面から１０cm程度内側に止め、キャップ等を使用して雨水の進入を防止する。 (5) 機械室等の床配管は図面上 P F 管等で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 (6) 分電盤、制御盤、端子盤等の２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管路等は監督職員の承諾を受けて変更することができる。	電 灯 設 備	○工事範囲 ○制御盤	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●位置ボックス等	(1) 天井隠べいの位置ボックスは、ケーブル配線で端末となる所には設けなくてよい。 (2) 結露するおそれのある外壁に埋込む場合は、結露防止断熱カバーを取付ける。 (3) 書類取付ボルトには必要以上に壁内に突き出さないようにする。また、耐震壁および外壁には壁を埋込まない。 (4) 樹脂管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。 (耐火間仕切部（軽量鉄骨下地）は図示による）	動 力 設 備	○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●予備配管	(1) 分電盤の予備の配線用遮断器が４個以下の場合（２５）を１本、５個以上の場合（２５）を２本天井内で立上げる。 (2) 端子盤の立上がり予備配管は、５０Pを超えるものについては、５０P毎に（２５）を１本天井内で立上げる。 (3) ケーブルラックの防火区画貫通部に、（５１）を１本以上設ける。	電 設 取 付	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●フラッシュプレート	※金属製（ステンレス、新金属も含む） ○樹脂製	電 設 取 付	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	○床用配線器具等	床用配線器具の形式は以下による。（図面特記のあるものを除く） 二重床 ※インナー形 ○飛び出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 二重床以外 ※飛び出し形 ○引出し形 ○内部固定形 ○外部固定形 (フロアベースは水平高低調整式（空転防止付リング付） ※砲金製 ○アルミ製 とする）	雷 保 護 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●機器取付高さ	図面に特記なき場合は、表－１「機器標準取付高さ」による。	雷 保 護 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●図示寸法	盤その他機器類について図示した寸法は参考値とする。	雷 保 護 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	○地中埋設管	(1) 埋設深度は、次のとおりとする。 ※地表面（舗装がある場合は、舗装下面（路盤））から ３００mm 以上 ○引込管・高圧線路・車両通路等 地表面から ６００mm 以上 (2) 管径は２００mm以下とする。 (3) 配管下端（管底－１００mm）および配管上端（管頂＋１００mm）に砂地業（山砂類または再生材）を施したあと、根切り土の中の良質土で埋戻す。 (4) 埋設表示 標識シント（中間） ※高圧 ※低圧 ※データ回線等 埋設標 ※高圧 ○低圧 ○データ回線等	受 変 電 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	○接地工事	接地埋設標は文字刻印式とする。 分電盤等の接地線は屋外にて埋設し、接地埋設表示を行う。 接地極の材料は、図面に特記なき場合は、表－２「接地極一覧表」による。	受 変 電 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●鋼材および防錆処理	(1) 配管等の支持金物・鋼製架台・機器付属金物 ① 一般部 ※S400 ② 屋外部 ※S400（溶融亜鉛めっき（JIS H 8641）※HDZT49 ○HDZT70 ○HDZT77） ○ステンレス鋼製（SUS 304） 屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。 (2) 屋外の盤類・開閉器箱・地絡方向継電装置箱・プルボックスまたは鋼板製プレート ※S400（溶融亜鉛めっき（JIS H 8641） ※HDZT49 ○HDZT70 ○HDZT77） ○ステンレス鋼製（SUS 304） (3) 屋内部分で湿気、水気のある部分の鋼板製面または鋼板製プレート ※S400（溶融亜鉛めっき（JIS H 8641） ※HDZT49 ○HDZT70 ○HDZT77） ○ステンレス鋼製（SUS 304）	電 力 貯 蔵 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●塗装工事	図面に特記がない場合、機器および盤類は製造者の標準仕様とする。	電 力 貯 蔵 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●他工事との取り合い	表－３「工事区分表」によるほか、機器の設置位置等取り合いの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。	電 力 貯 蔵 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
	●総合調整	関連工事と連携し総合調整を行う。停電・復電時の動作確認を行う。	電 力 貯 蔵 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
			電 力 貯 蔵 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57.5111518.522.3037.455.5575 規約効率(%) 200V 86.088.592.093.094.094.594.594.595.5 95.5 規約効率(%) 400V 87.090.593.594.094.594.595.095.095.096.0 96.5 注1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」より算出した値とする。 2) 0.4kWの効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V(上段)、400V(下段)、6極、50Hzの電動機を駆動した時の値とする。 3) 0.75kW以上の効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－トッランナーモーター」の定格電圧200V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○工事範囲 ○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	○配管 ○配線 ○機器取付 ○機器移設・改設 ○取外し再取付	表－１「機器標準取付高さ」	
			電 力 貯 蔵 設 備	○工事範囲 ○インバータ装置の 規約効率	(1) 単位装置の電流計は負荷端子の手前に接続する。（インバータ回路を除く） (2) 制御回路に用いる変圧器は絶縁変圧器とする。 (3) S P D 分離器は、監督職員の承諾を受けて、S P D と一体とすることができる。 (4) インバータ発熱対策用冷却装置の故障を、単位装置の故障に含める。 自動火災報知設備の受信機、運動制御器およびガス漏れ火災警報受信機と連動して、制御盤で空調機を停止させる。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 電動機出力(kW) 0.40.751.52.23.755.57					



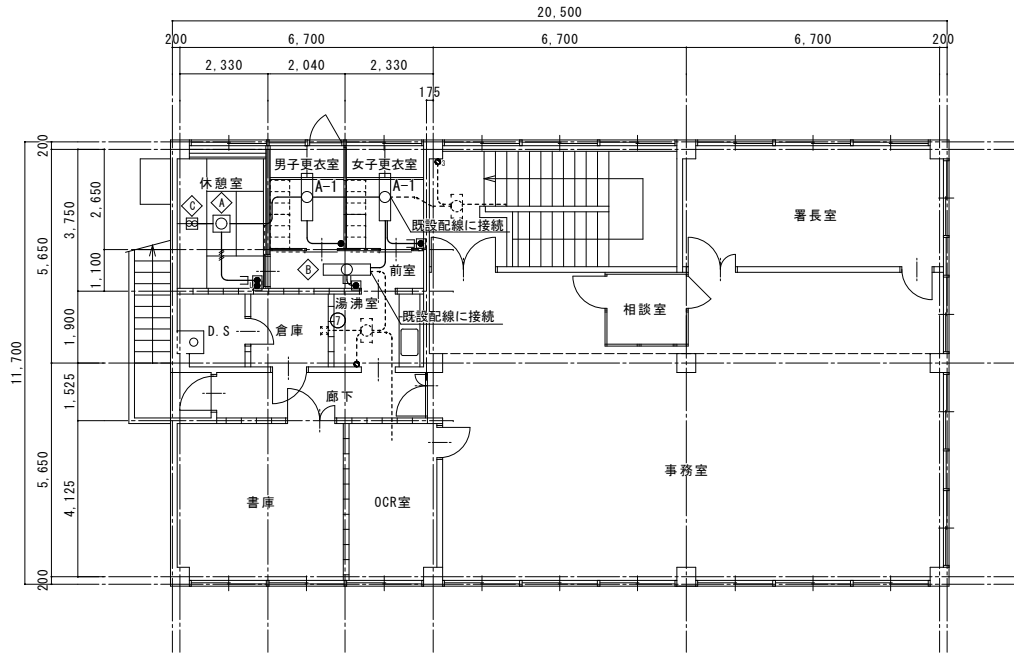
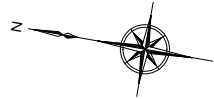
既設電灯分電盤図 S=1:100



1 階平面図 (参考) S=1:100



電灯設備・換気電源平面図(改修前) S=1/100



電灯設備・換気電源平面図(改修後) S=1/100

特記なき配線は下記による。()内は保護管を示す。		
———	1V1.6×2(19)	
———	1V1.6×4(25)	
凡 例		
記 号	名 称	備 考
●	埋込型スイッチ 1P15A	新金属プレート
●	埋込型スイッチ 1P15A (PL付)	新金属プレート
□	アウトレットボックス	

照明機器等撤去リスト		
記 号	照明器具仕様	備 考
◇	LEDシーリングライト (直付形)	再使用
◇	LEDベースライト (埋込形)	再使用
◇	天井換気扇	再使用

- 注記) 1 図中 印は、器具、配線、配管等の撤去を示す。(RC内埋設配管は残す。)
- 2 既設機器等から脱着された配線を十分に養生し、新設機器等に接続する。
- 3 工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議し、工事内容を決定する。
- 4 図中に記載無くとも工事施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
- 5 本改修工事に關りの無い部分について、現状の機能を損なわないように注意して施工する。

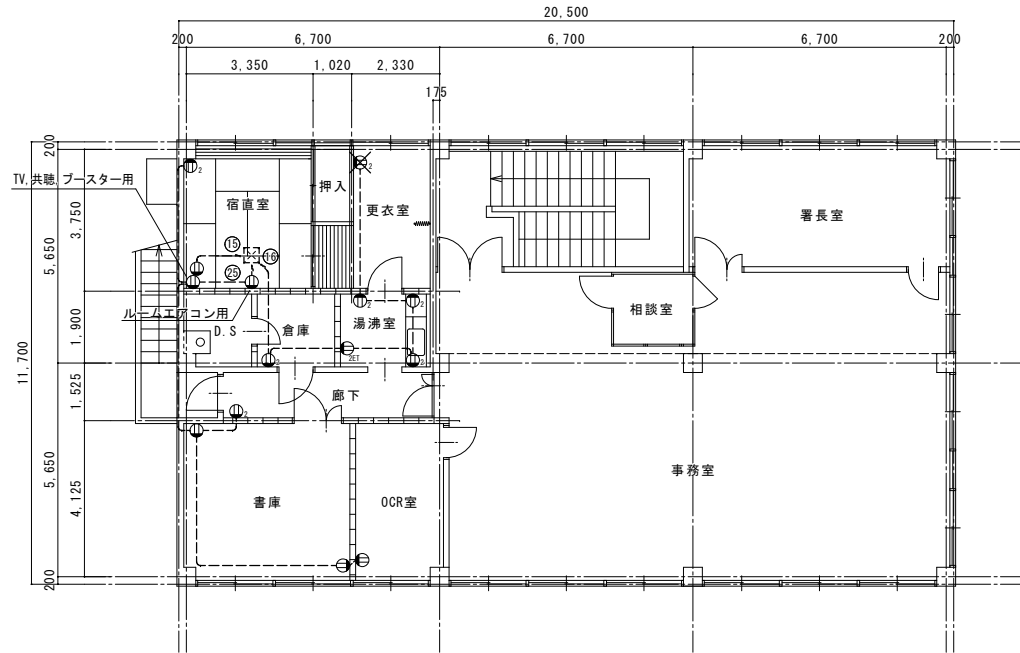
特記なき配線は下記による。()内は保護管を示す。		
———	EM-EF 1.6-2C (PF16)	
———	EM-EF 1.6-4C (PF22)	
凡 例		
記 号	名 称	備 考
●	埋込型スイッチ 1P15A	新金属プレート
●	埋込型スイッチ 1P15A (PL付)	新金属プレート
□	アウトレットボックス	
——A	一種金属線び A型	
□	露出型としメタモル用スイッチボックスに埋込型スイッチを取付	

照明機器等再使用リスト		
記 号	照明器具仕様	備 考
◇	LEDシーリングライト (直付形)	再使用
◇	LEDベースライト (埋込形)	再使用
◇	天井換気扇	再使用

- 注記) 1 天井内配線は、ケーブル転がしとする。壁内隠蔽配線、壁等貫通部分配線はPF管で保護する。
- 2 RC埋設配管等の既設電線管は適宜利用する。必要に応じ、監督職員と協議を行う。
- 3 既設機器等から脱着された配線を十分に養生し、新設機器等に接続する。
- 4 工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議し、工事内容を決定する。
- 5 図中に記載無くとも工事施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
- 6 本改修工事に關りの無い部分については現状の機能を損なわないように注意して施工する。
- 7 実線部は新設配線・機器を示す。破線部は既存配線・機器を示す。
- 8 改修後使用しないコンクリート打込みのボックスにカバープレートを設ける。

照明器具参考姿図	
A-1	LED 直付型40形ベースライト
	
W150	20.6 W
光 源	LED (Hf32形高出力型1灯相当)
参考品番	LSS9-4-30 (公共施設型番)
備 考	

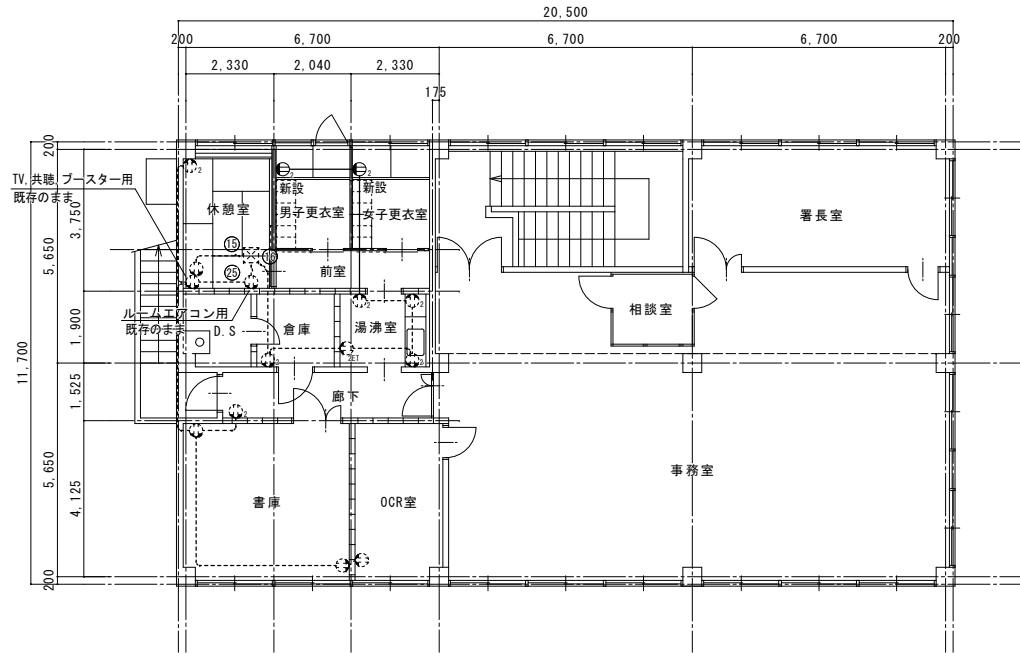
工事名称 大野労働基準監督署更衣室改修工事	図面NO. 17 / 19
図 名 電灯設備平面図(改修前後)	整理NO. E-04
縮尺 1 / 100	年 月 日
K M R 一級建築士事務所 知事登録 No. U-1115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所：福井県福井市大手2丁目20-15	一級建築士 No. 167899 木村憲一
	C H D R



コンセント設備平面図(改修前) S=1:100

配管配線は下記のとおりとする。()内は保護管を示す。		
600V IV E1.6 2.0×2 (19)		
凡 例		
記 号	名 称	備 考
①	埋込型コンセント 2P15A x1	新金属プレート
②	埋込型コンセント 2P15A x2	新金属プレート
③	埋込型コンセント 2P15A x2 接地端子付	新金属プレート
④	アウトレットボックス	

- 注記) 1 図中 印は、器具、配線、配管等の撤去を示す。(RC内埋設配管は残す。)
- 2 既設機器等から脱着された配線を十分に養生し、新設機器等に接続する。
- 3 工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議し、工事内容を決定する。
- 4 図中に記載無くとも工事施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
- 5 本改修工事に關りの無い部分について、現状の機能を損なわないように注意して施工する。



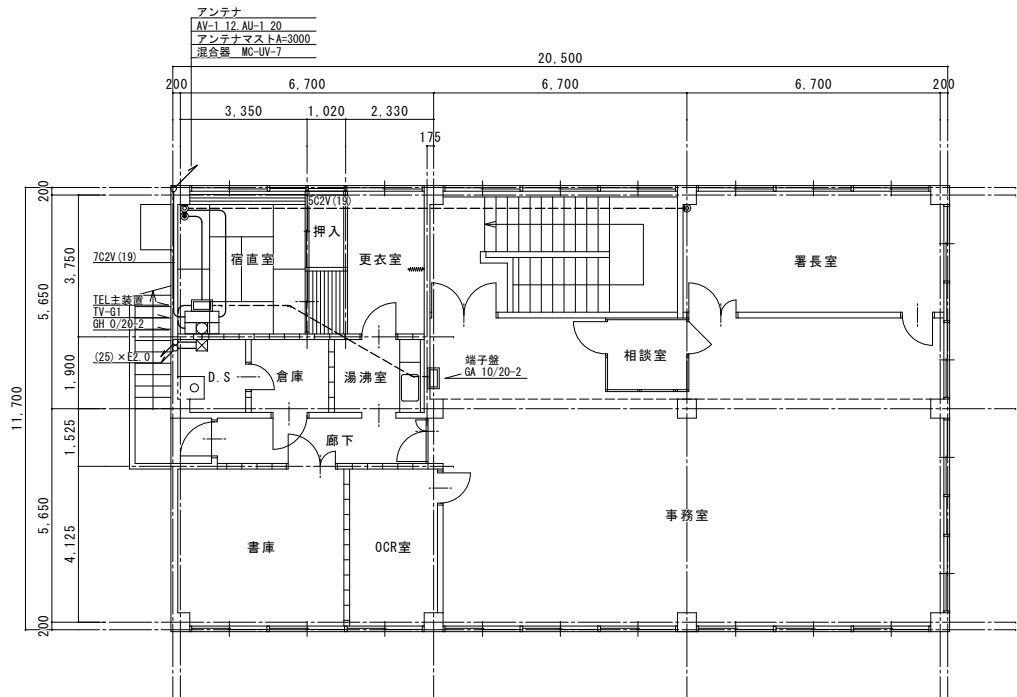
コンセント設備平面図(改修後) S=1:100

配管配線は下記のとおりとする。()内は保護管を示す。		
EM-EEF 2.0-2C (PF16)		
凡 例		
記 号	名 称	備 考
①	埋込型コンセント 2P15A x2	新金属プレート
④	アウトレットボックス	

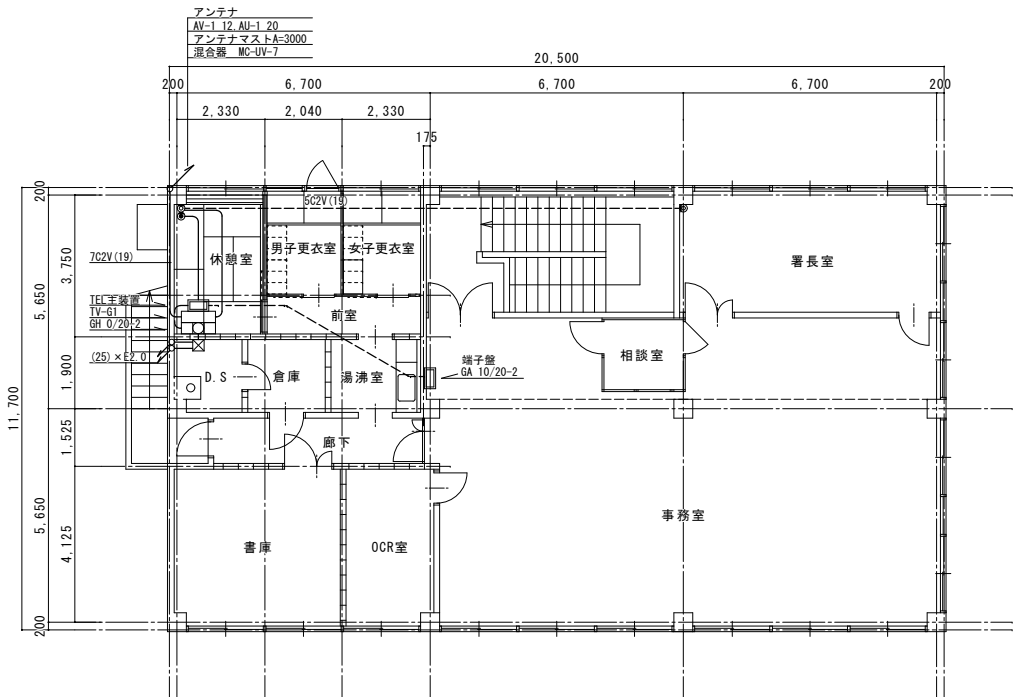
※コンセントは、抜止めありのものとする。

- 注記) 1 天井内配線は、ケーブル転がしとする。壁内隠蔽配線、壁等貫通部分配線はPF管で、外部は金属製可とう電線管で保護する。
RC埋設配管等の既設電線管は適宜利用する。必要に応じ、監督職員と協議を行う。
- 2 既設機器等から脱着された配線を十分に養生し、新設機器等に接続する。
- 3 工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議し、工事内容を決定する。
- 4 図中に記載無くとも工事施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
- 5 本改修工事に關りの無い部分については現状の機能を損なわないように注意して施工する。
- 6 本改修工事に伴う部分(取外し再取付部分含む)の動作確認、試験、測定を行い、報告する。
- 7 実線部は新設配線・機器を示す。破線部は既存配線・機器を示す。
- 8 改修後使用しないコンクリート打込みのボックスにカバープレート进行ける。
- 9 既存のままのコンセントプレートは、取外し再取付とする。

工事名称 大野労働基準監督署更衣室改修工事	図面NO. 18 / 19
図 名 コンセント設備平面図(改修前後)	整理NO. E-05
縮尺 1 / 100	年 月 日
K M R 一級建築士事務所 知事登録 No. U-115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所: 福井県福井市大手2丁目20-15	一級建築士 No. 167899 木村憲一
	C H D R

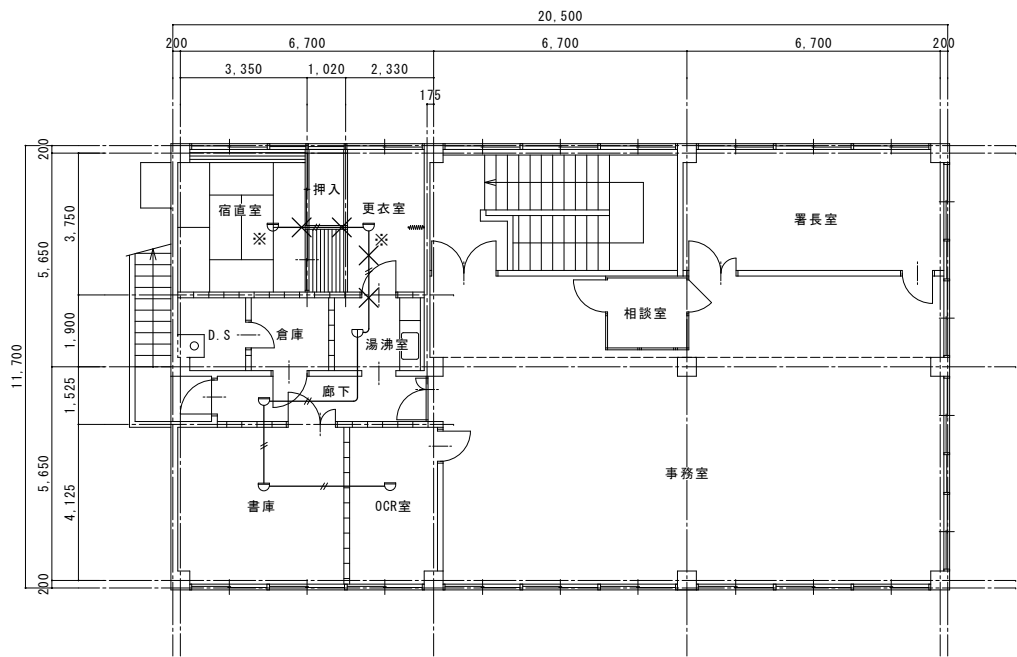


弱電設備平面図(改修前) S=1:100

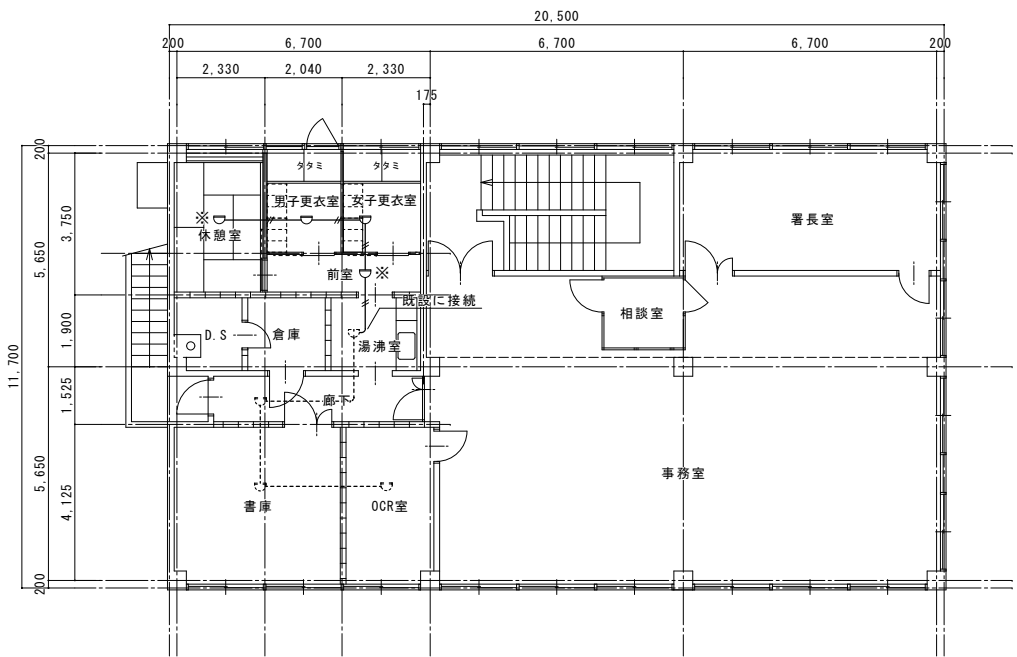


弱電設備平面図(改修後) S=1:100

注記) 1 図中すべては、既存のままとする。
2 既設のままの各プレートは、取外し再取付とする。



自動火災警報設備平面図(改修前) S=1:100



自動火災警報設備平面図(改修後) S=1:100

配管配線は下記のとおりとする。()内は保護管を示す。		
感知器回路 AE 1.2 - 2C (19)		
凡 例		
記 号	名 称	備 考
○	感知器 差動式スポット型 2種	
○	感知器 定温式スポット型 1種 防水型	

注記) 1 図中 印は、器具、配線、配管等の撤去を示す。(RC内埋設配管は残す。)
2 図中 ※印は、器具の取外し・再取付を示す。
3 既設機器等から脱着された配線を十分に養生し、新設機器等に接続する。
4 現状の配線については、既存図面が無いためあくまで想定のため、工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議し、工事内容を決定する。
5 図中に記載無くとも工事施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
6 本改修工事に関りの無い部分について、現状の機能を損なわないように注意して施工する。

配管配線は下記のとおりとする。()内は保護管を示す。		
感知器回路 EM-AE 1.2 - 2C (PF16)		
凡 例		
記 号	名 称	備 考
○	感知器 差動式スポット型 2種	
○	感知器 定温式スポット型 1種 防水型	

注記) 1 図中 ※印は、取外しされた器具の再取付を示す。
2 既設機器等から脱着された配線を十分に養生し、新設機器等に接続する。
3 工事着手前に十分に調査、確認を行ったうえで工事を行うこと。必要に応じ監督職員と協議し、工事内容を決定する。
4 図中に記載無くとも工事施工に伴う必要な工事は全て本工事に含む。
5 本改修工事に関りの無い部分については現状の機能を損なわないように注意して施工する。
6 本改修工事に伴う部分(取外し再取付部分含む)の動作確認、試験、測定を行い、報告する。
7 実線部は新設配線・機器を示す。破線部は既存配線・機器を示す。

工事名称 大野労働基準監督署更衣室改修工事	図面NO. 19 / 19
図 名 弱電設備平面図(改修前後)	整理NO. E-06
縮尺 1 / 100	年 月 日
K M R 一級建築士事務所 知事登録 No. U-115 株式会社 木村建築事務所 KIMURA ARCHITECTS-ENGINEERS CO. LTD 事務所: 福井県福井市大手2丁目20-15	一級建築士 No. 167899 木村 憲一
	C H D R